

鳥取県立博物館 現状・課題検討結果 報告書



鳥取県立博物館現状・課題検討委員会

平成27年3月

目 次

第1章 検討趣旨	1
1 背景	1
2 主な問題点	3
3 総合的検討の必要性（当会に検討を委嘱された趣旨）	3
第2章 現状点検	4
1 点検項目	4
2 点検結果	4
第3章 課題整理	29
1 県民との連携・地域への貢献	35
2 多様なニーズに対応した基本業務の展開	35
(1) 収集保管	36
(2) 展示	36
(3) 教育普及	36
(4) 調査研究	36
(5) その他(総合)	36
3 戦略的な運営体制の整備	37
(1) 方向性の明確化	37
(2) 職員体制の充実	38
第4章 課題への対応策	39
1 県民連携・地域貢献の方策	39
2 多様なニーズに対応した基本業務の展開方策	43
(1) 施設整備を伴わない方策	43
(2) 施設整備の方策	44
3 戦略的な運営体制の整備方策	44
(1) 方向性を明確化するための個別方策	45
(2) 職員体制を充実するための個別方策	46
(3) 包括的な対応策	47

第5章 施設整備の方策	5 0
1 課題対応可能な施設の在り方	5 0
2 施設整備の方策	5 1
(1) 自然分野のための新たな施設を整備	5 3
(2) 歴史・民俗分野のための新たな施設を整備	5 4
(3) 美術分野のための新たな施設を整備	5 6
第6章 今後の進め方	5 7
1 県民との対話と連携を図ること	5 7
2 可能な方策は、速やかに実施すること	5 7
■資料1 鳥取県立博物館現状・課題検討委員会運営要綱	5 9
■資料2 第1～6回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について	6 0
■資料3 博物館自己点検システムについて	6 6
■資料4 博物館の設置及び運営上の望ましい基準	6 7
■資料5 地方独立行政法人について	7 2
■資料6 指定管理者制度について	7 5
■資料7 県立博物館の劣化状況調査の結果について	7 7
■資料8 鳥取県立博物館 収蔵資料等の状況	7 8
■資料9 最近開館した博物館・美術館の概要	7 9

第1章 検討趣旨

鳥取県立博物館現状・課題検討委員会（資料1参照。以下「当会」という。）が設置された平成26年6月の時点で、鳥取県立博物館（以下「県博」という。）は開館後40年以上経過しており、多くの問題を抱え、在り方について抜本的な見直し検討が必要な状況となっていた。これに対して鳥取県（教育委員会）から、次のような認識に基づき当該検討を行うよう委嘱されたことから、当会は、以後6回にわたって会議を開催し（資料2参照）、その間に県外の先進的な取組を行っている施設等も視察するとともに、博物館の運営に関する諮問機関である鳥取県立博物館協議会の意見も聞きながら、ソフト、ハード両面にわたる総合的な検討を積み重ねた。

1 背景

県博の老朽化等が問題になったのは、今回が初めてではなく、20年以上前にも、同様の問題意識から美術館を独立させることが計画されながら、結局その計画を凍結した経緯もある。その後、この問題に対する本格的な対応を行わずにきたため、最近では、早急に対策を講じるべきとの声が高まってきている。（表1参照）



[表1] 博物館の在り方検討に係る経緯

年 月 日	内 容
平成3年2月	第6次鳥取県総合計画 「県立博物館の将来構想の検討を行い、自然・美術・人文系の独立館設置を含め、今後の整備についての基本計画を策定」
平成5年1月	県立博物館将来構想調査研究委員会(内部の研究会)が「博物館の将来構想について」教育長に報告 「当面は美術分野の新施設を整備し、次に自然分野、最終的に人文分野を独立させ、その後に現在の施設を撤去し、跡地は史跡にふさわしい利用に供する。」
平成6年8月	県立美術館基本構想検討委員会が「県立美術館基本構想について」提言 提言内容：県立美術館の設置目的、名称、基本的性格、機能、資料収集方針など
平成8年3月	第7次鳥取県総合計画 計画期間（5年間）中に県立美術館の建設に着工。県立博物館の改修計画を策定
平成8年7月	教育委員会で「鳥取県立美術館建設の基本的方向」を決定 基本テーマ：ふるさと～未来～はばたき 建設場所：鳥取県立鳥取少年自然の家敷地内（鳥取市桂見）
平成9年9月	教育委員会で「鳥取県立美術館(仮称)基本計画」を決定 ←県立美術館基本計画策定有識者懇話会での議論(H8年11月～)を反映
平成11年2月	美術館の建築・造成の基本設計を公表 ←県立美術館建設協議会での議論(H10年3月～)を反映
平成11年5月	片山知事が美術館の建設場所再検討を宣言(同年5月県議会) その後、巨費を投じるプロジェクトなのに県民の支持や内容検討が不十分として、運営体制など内容面の再検討を表明(同年12月県議会・翌年3月県議会) ↓ 大規模プロジェクト見直しの一環として整備計画を凍結(H15年8月に鳥取市に「現状では美術館建設は困難」と回答→市は「美術館通り」整備を休止)
平成19年12月	平成18年度決算審査特別委員会の報告 「収蔵品が適正に保管できるよう県の遊休施設を利用するなど、早急に収蔵場所を確保すべき。駐車場については、鳥取市と緊密な連携を図り、あらゆる手段で利用者利便向上策を早急に検討すべき。」 ↓ 応急収蔵対策(旧鳥取農高実習棟を倉庫化、館内に図書棚を整備等)を実施(H21～23年度)
平成20年12月	鳥取県の将来ビジョン 「財政事情が許せば県民合意を得た上で美術館を建設」
平成24年11月	平成23年度決算に係る監査意見 「貴重な所蔵品を県民に公開することを念頭に置き、良好な状態で適正に保管できる所蔵場所の確保を早急に検討されたい。」 H25年2月議会で教育長「(築後40年経過した博物館は)長期的な視点に立ち議論を始めるべき時期に来ている。」
平成25年11月	平成24年度決算に係る監査意見 「博物館協議会で収蔵庫や現施設老朽化への対応、博物館機能のあり方などについて意見が交わされているが未だ方向性は示されていない。博物館のあり方について分館の設置も視野入れ検討を急ぎ、早急に方針を示されたい。」 H25年11月議会で教育長「(様々な問題が表面化しており)将来を見据え博物館のあり方を根本的に検討する時期に来ている。来年度、外部の有識者を含めた検討委員会を設け具体的議論を行う。」
平成25年12月	平成24年度決算審査特別委員会の報告 「博物館の現状や課題を整理し、今後の博物館のあり方について、ゼロベースから検討・議論を始め、県民理解を得た上で、早急に今後のあるべき姿の方向性を決定していくべき。」 H26年2月議会で知事「博物館については展示等も工夫し、人員も充実するなど努力した結果、H24年度は11万人超が来館したが、収蔵庫に窮屈感、展示室に狭隘感があるので、教育委員会を中心にして検討して貰う。知事部局としても、有機的に連携・参画する。」 同議会で教育長「来年度は、外部の専門家も入れて評価基準を作成し、博物館のこれまでの活動や現状を客観的に評価して、今後の議論の基盤を作りたい。その検討結果を県民にも示して意見をいただきたい。1年程度時間をかけて検討した上で、整備方針を議論したい。」

2 主な問題点

県博の現在の施設は、次のような問題を抱えており、このままでは早晚、博物館としての機能に支障が生じる。

- ①建物・設備の老朽化が進み、建物本体の経年劣化による雨漏りが度々発生するとともに、電気・機械設備は耐用年数を大幅に超過しており、最早部品の交換等も容易でなく、いつ大規模な障害が発生してもおかしくない。
- ②博物館の基本的な仕事の一つは、貴重な学術資料や美術作品を収集保管していくことであり、貴重なものを取捨選択しながら長年この業務を行ってきた結果、保管資料が大幅に増加し（S 4 7 年当時は 4 5 千点→H 2 5 年時点では 2 5 0 千点）、収蔵庫が過密状態なのはもちろん、正規の収蔵庫には収め切れなくなって、館内倉庫や通路部分も収蔵スペースに転用しているのが実情である。このままでは、貴重な資料を受け入れられずに散逸させたり、温度や湿度が適切に管理できずに収蔵資料を毀損するような事態が起りかねない。
- ③県博来館者が利用可能な駐車スペースが、敷地内に 2 1 台、堀端に 2 1 台分しかなく絶対的に不足している。周辺の公共施設駐車場（県庁、県庁北側、法務局等）の利用も案内しているが、それらにもあまり余裕はなく、自家用車や観光バスで来る方には、いつも不便を忍んで貰っている。
- ④常設展示の内容を機動的に更新したり、体験型展示を導入したりといったことが、十分出来ていない。また、展示室が限られているため、県博主催の企画展で手一杯となり、県民の作品展等は余り開催できない。こうした点を改善して県民のニーズに応え、もっと県民に親しまれる施設としていく必要がある。

3 総合的検討の必要性（当会に検討を委嘱された趣旨）

県博から美術館を独立させる計画が凍結されて以来、ソフト面を中心に県博の充実に努めてきたが、最近では様々な問題が顕在化しており、ハード面も含めて抜本的な対応を考えるべき時期に来ている。

ただ、県博を取り巻く状況は、美術館計画が進められていた頃と同じではない。当時の延長線上にある問題もあるが、その後新たに生じた問題や、最近全国的に取り上げられるようになった問題もあり、複雑・多様である。

また、多額の経費が掛かるハード対策には、その必要性への県民理解が不可欠。ハード面だけでなくソフト面も含めて、県博のこれまでの取組や在り方を検証し、何が足りないか明らかにした上で、それに対応するため必要な施設整備を行うという姿勢が必要である。

最新の全国動向や社会経済情勢等も踏まえ、今後の博物館の在り方についてゼロベースで議論し、総合的な視点で客観的に検討して貰いたい。その結果として、ソフト・ハード両面の課題や対策を予測・整理した上で、ハード対策については、県民的な議論のたたき台となる選択肢を幾つか提示してほしい。

第2章 現状点検

1 点検項目

当会では、県博が抱えている問題点を明らかにするため、館内の展示室、収蔵庫等の現状を委員全員が視察した上で、次の項目について現状点検を行うこととした。

①(公財)日本博物館協会が開発した「博物館自己点検システム」の点検項目 (資料3参照)

博物館法に基づいて文部科学省が定めた「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(資料4参照)に示されている考え方にに基づき、普遍的に重要と考えられる視点が網羅されており、全国的な調査結果と比較することにより、県博が相対的に優れている点、劣っている点がよく分かることから、その全項目(表2のA~H)を今回の点検項目とした。

②県博及び当会委員が提示した独自の点検項目

①の点検だけでは、県博固有の事情や特別な問題点、委員の問題意識、先鋭的な課題等が検討対象から漏れるおそれがあったので、それらに基づいて設定された項目(表2の独自点検項目)を上記に追加した。これらの項目は県博独自のものですので、当然全国的な比較等はできない。また事の性格上、県博が対応できていない項目が列挙されることになる。

2 点検結果

上記の各点検項目について県博が行った自己点検結果に対して、当会が確認、修正、追加等を行った。その結果は表2のとおりである。

[表2] 鳥取県立博物館の自己点検結果

点検項目	内 容	項目数	点検結果				
			委員会		県博		
			○	×	○	×	
A	館長・館の経営責任	15	7	8	9	6	
B	利用者・市民・地域との関係	14	11	3	11	3	
C	展示	15	10	5	10	5	
D	教育普及	14	11	3	11	3	
E	学芸員・一般職員	10	10	0	10	0	
F	調査研究	9	7	2	7	2	
G	資料・コレクション	16	9	7	9	7	
H	施設・アメニティー	17	14	3	14	3	
8分野 小 計		110	79	31	81	29	
独自点検項目	B	利用者・市民・地域との関係	7	0	7	1	6
	C	展示	2	0	2	0	2
	D	教育普及	3	0	3	0	3
	E	学芸員・一般職員	3	0	3	0	3
	F	調査研究	1	0	1	0	1
	H	施設・アメニティー	8	0	8	0	8
6分野 小 計		24	0	24	1	23	
8分野 合 計		134	79	55	82	52	

鳥取県立博物館 点検項目/A

<館長・館の経営責任>

No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
A01	館と設置者の間の連絡調整を定期的に行っている。	○	○	鳥取県が設置し、その執行機関たる教育委員会(の一組織)が管理運営しており(県直営)、設置者の意向等は、県の行政機構を通じて調整され実現される。	行政機構の一部門として普通に運営されており、特に問題は感じられない。
A02	館の使命(設置目的や基本理念)をわかりやすい言葉で明文化している。	×	○	「鳥取県の将来ビジョン」及び「教育振興基本計画」で「ミッション」として明文化している。 (委員)現在のミッションは具体性に欠ける。博物館の存在意義が分かるようにすべき。	⇒「発見や体験を通して県民が楽しく学び、感動を覚えるような『魅力ある博物館づくり』を推進」
A03	館の使命(設置目的や基本理念)を来館者用リーフレット、ホームページ、広報誌などに掲載している。	○	○	来館者用リーフレットやHPに「ミッション」を記載している。	⇒「鳥取県の自然、歴史、民俗、美術等について、展示、講演、体験活動などにより、県民が楽しく学び、感動を覚えるような『魅力ある県立博物館』づくりを推進」
A04	館長の身分は、常勤である。	○	○	鳥取県の常勤職員	行政機構の一部門となっている場合には普通のことである。
A05	館長は、人事(上申権の場合も含む)・財務・事業など、館の経営全般にわたる権限を有している。	○	○	鳥取県(教育委員会)の組織制度上、館長は、博物館の人事・財務・事業全般にわたる基本的な執行決定権限を有する。	最終的な決定権は、議会、知事、教育委員会等に留保される事項も少なくないが、行政機構の一部門であれば当然のことである。
A06	館の事業や業務に関して、意思決定のための会議を定期的に行っている。	○	○	館内の「運営会議」を毎月1回開催するほか、意思決定に当たり内部協議が必要な場合は、随時関係職員で会議している。	
A07	館として中長期的な経営目標(設置者が認知・了解しているもの)を定めている。	×	×	「経営目標」と言えるほどのものは、定めていない。	鳥取県(教育委員会)の各機関が定める「将来ビジョン」及び「教育振興基本計画」で、行政的な長期目標や数値目標は設定している。
A08	経営目標を達成するために年度毎の経営計画を立てている。	×	×	「経営計画」と言えるほどのものは、定めていない。	計画としてまとめたものではないが、各年度の予算作成過程において、その年度の個々の事業の実施計画等を作成してはいる。

鳥取県立博物館 点検項目/A

<館長・館の経営責任>

No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
A09	事業面、管理運営面など全般にわたる自己評価を実施している。	×	×	「事業面、管理運営面など全般にわたる」ものは、行っていない。	教育振興計画等で設定した目標の達成状況は、毎年度自己評価している。
A10	事業面、管理運営面など全般にわたる外部評価を実施している。	×	○	毎年度「鳥取県立博物館協議会」で事業状況の審議、「鳥取県監査委員」による財務等の監査、「鳥取県議会」で予算・決算等の審議等が行われており、全体として見れば、「全般にわたる外部評価」を受けていると言える。 (委員)総論としての評価ではなく、館として評価すべき項目を設定した上で、チェックして貰うべき。	左記の各審議・審査機関は専門性や抜本性の面で一長一短あり、今回のような専門的かつ抜本的な評価検討には、別の方法が必要である。
A11	中長期の財務計画を策定している。	×	×	単年度予算制度の下、「中長期の財務計画」は作成していない。	上記の長期目標等も、財務的な裏付けはないが、単年度予算を基本とする行政の直営館としては、止むを得ない面もある。
A12	自己収入額、自己収入比率の少なくともどちらか一方について目標を設定している。	×	×	いずれも目標設定まではしていない。	予算作成時に、入館者目標等と併せて収入見込額を設定している。
A13	館の活動に関係する法令・条約・倫理規程をすぐに参照できるところに置いている。	×	×	閲覧用簿冊等は備え付けておらず、条約や倫理規程については、ネット等によっても迅速な参照は困難	国の法令や県の例規は、インターネットや県庁LANで各種データベースを利用すれば、全職員が随時迅速に参照可能であり、そうした環境が整っている限り、余り問題にならない。
A14	年報、要覧やインターネットを通して、事業実績や目標の達成状況、財務など、館の運営状況を公開している。	○	○	年報を刊行して関係機関に配布するとともに、HPで公開している。上記の工程表等や予算・決算は、県HPで公開されている。	
A15	職員の志気を向上させるために、目標管理、提案制度、報奨制度、自己申告制度などの仕組みを設けている。	○	○	鳥取県では、各職員が上司と協議して各自の業務目標を設定・管理する制度や、職員の業務改善提案制度、そうした職員の主体的取組に対する顕彰制度等が、全庁的に設けられている。	

○	7	9
×	8	6

鳥取県立博物館 点検項目／B

<利用者・市民・地域との関係>

No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
B01	館として、広報宣伝計画を策定している。	×	×	広報宣伝活動全般について、重点や方向性を示すような計画は作成していない。	毎年、企画展や普及講座の紹介リーフレット、新聞広告・寄稿等について、個別にはあるが実施計画を策定してはいる。
B02	館のホームページを開設し、掲載内容を適時・適切に更新できる体制をとっている。	○	○	館独自のホームページを開設し、館長の確認を得て、随時内容を更新している。	過去に発信した情報も、非表示状態でアーカイブしている。
B03	館の広報誌(ニュース・レターなど)を発行している。	○	○	鳥取県立博物館ニュースを発行している。(年2回)	
B04	来館者の実態や来館者数の動向を把握するための調査を実施している。	○	○	入館者数を毎日チェックするほか、企画展については、アンケートで年齢・住所など来館者の属性も調査している。	
B05	来館者数に目標を立てている。	○	○	教育振興基本計画で目標を設定している。(平成30年度:10万人)	
B06	館の利用実態や動向、利用のニーズを知るために、館利用に関するアンケートやモニター調査を実施している。	○	○	企画展を開催する都度、アンケートを実施するほか、普及講座についても、参加者アンケートで満足度やニーズ等の把握に努めている。	
B07	高齢者に対する配慮として、入館料の割引(無料を含む)を実施している。	○	○	企画展・常設展について、70才以上の入館料を無料にしている。	
B08	障害者に対する配慮として、入館料の割引(無料を含む)を実施している。	○	○	企画展・常設展について、障がい者・要介護者・介護者の入館料を無料にしている。	
B09	「友の会」を設置している。	○	○	県博開設時(昭和47年)に発足した「鳥取県博物館協会」の会員については、入館料を無料化しており、「友の会」的性格も有している。	ただ、同会は「館と連携して自然・人文・美術の研究・普及に努める」ことを目的に、独自の調査研究活動を行っており、一般の博物館利用者は入会しにくく、最近では会員が減少している。
B10	「ボランティア制度」を導入している。	○	○	限られた分野(「鳥取藩政資料」の解説、企画展等のポスター掲出)ではあるが、導入している。	以前「常設展示解説ボランティア」の導入を試行したが、平日の来館者が少なく活動機会が少ないこと等から、本格導入に至らなかった。

鳥取県立博物館 点検項目／B

<利用者・市民・地域との関係>

No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
B11	サークル、NPOなどに関わるなかで、市民が館の事業に参画する機会を設けている。	×	×	恒常的、制度的には設けていない。	普及講座等の中には、知見を有する市民や関係団体等の参画・協力を得て実施しているものもある。
B12	「博物館協議会」などを通じて市民に、館の運営に参画してもらっている。	○	○	博物館法に基づき「鳥取県立博物館協議会」を設置し、館の事業について外部委員に審議してもらい、館運営に意見を反映している。	
B13	地域と連携するための方針・計画を、館として策定している。	×	×	地域連携に関する包括的な方針・計画は策定していない。	毎年度の予算作成過程で、学校教育・社会教育との連携を念頭に、博物館事業の体系整理等を行っている。
B14	地元の企業・団体(商工会、商工会議所など)と協賛・協力し、事業を実施している。	○	○	毎年、企画展等について企業協賛を募集・依頼し、協賛企業は企画展のチラシ等に掲載している(平成26年度 4社)。	

○	11	11
×	3	3



歴史講座
城下町を歩こう



毎週土曜はアートの日
クレイアニメの制作

鳥取県立博物館 点検項目／C

< 展示 >

No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
C01	展示方針を策定し、計画的に展示を行っている。	×	×	展示方針や中長期的な展示計画は策定していない。	予算作成過程では、2年先までの企画展の開催計画を整理している。
C02	常設展示は定期的に更新している。	×	×	常設展示の全てを定期的に更新してはいない。	「自然の窓」コーナー、「歴史の窓」コーナー、コレクション展等については、毎年、何回か展示を更新している。 それ以外でも、部分的ながら、毎年どこかは更新することとしている。
C03	アンケートを実施するなどして、観覧者の満足度を把握している。	○	○	博物館主催の企画展及び普及講座について、入館者・参加者を対象としたアンケートを実施し、満足度を調査している。	
C04	展示について、観覧者数の目標を設けている。	×	×	常設展示については、観覧者数の目標を定めていない。	企画展の観覧者や講座等の参加者については、見込み数や定員を定めており、それらを合わせた入館者数について、教育振興基本計画で目標を設定している(平成30年度:10万人)。
C05	展示図録やガイドブックを作成・配布(販売)している。	○	○	企画展では図録等を作成・販売している。 常設展示については、ガイドブックを作成したほか、かつて図録を作成したこともある。	
C06	館の専門スタッフ(学芸員など)による展示の案内・解説を、曜日や時間を決めて定期的実施している。	×	×	定期的には実施していない。	要望があれば、その都度、学芸員・専門員が案内等を行っている。
C07	ボランティアによる展示の案内・解説を、曜日や時間を決めて定期的実施している。	×	×	実施していない。	以前「常設展示解説ボランティア」の導入を試行したが、平日の来館者が少なく活動機会が少ないこと等から、本格導入に至らなかった。
C08	館内の案内表示を外国語で行ったり、外国語による案内パンフレットを作成したり、外国人向けの館内案内を行っている。	○	○	英語の案内表示を部分的に行っている。 案内リーフレットについては、外国語版(英・露・韓・中・台)を作成している。 可能なら、求めに応じて学芸員等が英語で展示解説を行っている。	

鳥取県立博物館 点検項目／C

< 展示 >

No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
C09	特別展・企画展の図録を刊行している。	○	○	各企画展で図録等を刊行し、ミュージアムショップで販売している。	
C10	参加体験型の展示を導入している。	○	○	タッチングはく製や体験コーナーを設置している。 ○自然:「みて・さわって・調べよう」コーナー、クイズコーナー等 ○人文:土器パズル、領地パズル、唐箕等を使ってみるコーナー等 ○美術:「毎週土曜はアートの日!」としてワークショップ等を実施	
C11	展示室内に看視員や監視カメラを配置している。	○	○	企画展会場には看視員を配置し、常設展示室等には監視カメラを設置している。	
C12	展示品の点検を曜日や時間を決めて定期的に行っている。	○	○	毎朝、常設展示室を開室するときに学芸員等が点検するとともに、企画展は看視員により常時点検している。	
C13	展示品の展示環境について温湿度や光量を管理している。	○	○	データロガー等を使用して温湿度等をモニターし、可能な限り適正な水準に保つよう管理している。 光量についても、必要に応じて関係職員が随時協議・調整している。	
C14	展示機器を定期的に点検するとともに、故障があった場合に迅速・適切に対応できる体制を整えている。	○	○	常設展示室は、毎朝開室時に学芸員等が点検するとともに、企画展は看視員が常時点検し、問題を発見したら直ちに対応している。	
C15	特別展・企画展などの記録・報告書を作成している。	○	○	企画展開催後に入館者数やアンケート結果等を記録として取りまとめるとともに、年報に掲載して公表している。	

○	10	10
×	5	5

鳥取県立博物館 点検項目/D

<教育普及>

No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
D01	教育普及活動を、策定した方針のもとに計画的に行っている。	×	×	教育普及活動全般について、重点や方向性を示すような計画は作成していない。	「将来ビジョン」及び「教育振興計画」で大まかな活動方針は示されており、それに基づき、予算作成過程で毎年の具体的な活動計画を作成し、各活動を実施している。
D02	アンケートを実施するなどして、教育普及活動への参加者の満足度を把握している。	○	○	博物館主催の普及講座等の参加者を対象に、アンケートを実施し、満足度等を調査している。	
D03	教育普及活動について参加者数の目標を設けている。	○	○	普及講座等の大半で定員(=参加者数目標)を設定している。	
D04	質問・相談・問い合わせの窓口を利用者に向けてはつきり示している。	○	○	普及講座等の開催について、チラシやHP、プレスリリースで周知する際には、必ず問合せ窓口(担当、連絡先等)を明示している。	
D05	来館しなくても質問・相談・問い合わせのできる体制(電話・ファックス、手紙、インターネットの活用など)を整えている。	○	○	一般からの問合せ等については、電話・FAX、手紙、インターネットなど、いずれの方法によるものも受理している。	
D06	博物館の利用方法についての講座、学芸員の仕事を体験する講座、バックヤードツアーなど、館の利用を支援する教育普及活動を実施している。	×	×	その種の講座等は、一般向けとしては実施していない。	学校教育での利用を促進するため、教員を対象とした講座等は実施している。また、学芸員志望者を対象とした研修や見学も可能な限り受け入れている。
D07	来館者用の図書・情報コーナー(室)を設けている。	×	×	そうしたコーナー等は、包括的な形では設けていない。	人文分野の「史料閲覧室」は設置しており、関係する図書・資料を配架し、利用者の求めに応じて学芸員等がレファレンスを行っている。
D08	出張・移動活動(アウトリーチ活動)を行っている。	○	○	移動博物館などのほか、学校等の要請に応じ学芸員派遣も行っている。	
D09	学校の利用に備えて、プログラムを準備したりスタッフを用意したりしている。	○	○	HPに「学校のための博物館利用ガイド」を開設し、活用可能なコーナーや資料を紹介する他、個別の要請にも学芸員等が可能な限り対応している。	

鳥取県立博物館 点検項目/D

<教育普及>

No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
D10	団体利用の児童・生徒に対して、館としてオリエンテーションを行っている。	○	○	学校等の要請に応じ、学芸員等が、展示解説の前に、館の概要・注意事項等のオリエンテーションを実施している。	
D11	学校の教員向けの利用説明会や研修会を行っている。	○	○	学校教育での利用促進のための教員対象講座等を実施している。	「鳥取県立博物館ニュース」を県内の全教職員に配付するなど、教員向けの取組を拡充している。
D12	博物館実習の実習生を受け入れている。	○	○	毎年度実習生を受け入れている。	
D13	インターンシップの学生を受け入れている。	○	○	要望があれば、可能な限り受け入れる。	
D14	教育普及活動に関して活動の記録を作成している。	○	○	普及講座等の実施後に、開催実績等を記録として取りまとめるとともに、年報に掲載して公表している。	

○	11	11
×	3	3



バス招待事業



アーティストと学芸員が学校や地域に出向いて作品制作をレクチャー

鳥取県立博物館 点検項目／E

<学芸員・一般職員>

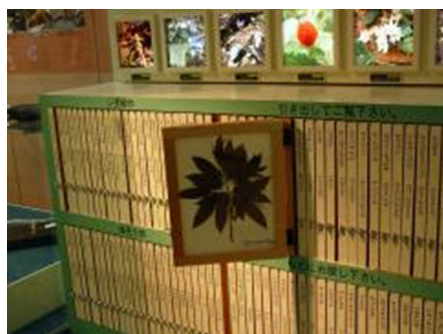
No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
E01	常勤の学芸員が配置されている。	○	○	学芸員は常勤である。	学芸員資格のない教員を常勤の「専門員」として、学芸員の業務に従事させている。一方、一部の専門業務について非常勤の「専門員」も配置し、臨時的な標本整理や学芸員の補助的な業務に従事させている。
E02	学芸員を専門職として採用している。	○	○	鳥取県の人事・給与制度において、学芸員は専門職として取り扱われている。	教員出身の専門員も、館に長期間在職させ、専門性が発揮できるよう配慮される。非常勤の専門員は、勤務条件、任用期間、業務責任等に限界はあるが、専門性を有することが採用条件となっている。
E03	学芸に関わる職員の採用にあたって学芸員資格を要件としている。	○	○	基本的には「学芸員資格」を条件にしている。	応募者が少ない恐れがある場合、高度な専門性を優先する場合等には、学芸員資格を要件とせず、採用後に資格取得させることもある。
E04	学芸員について、人事異動や人事交流を行っている。	○	○	県立博物館は県博のみのため、学芸員の転出入異動は容易ではないが、学芸員資格のほか教員や文化財主事の資格も有する場合には、学校や文化財部門との間で異動を行うこともある。	常勤専門員については、学校との間で異動が行われるが、専門性が発揮できるよう、県博の在職期間は長目になる。
E05	学芸員を幹部職員(館長、副館長、部課長)に登用している。	○	○	副館長が学芸員(美術)である。	
E06	他館や他機関が主催する研修に、学芸員を派遣・参加させている。	○	○	学芸員からの希望等に応じ、日本博物館協会が主催する研修会等に派遣している(出張)。	
E07	学会の大会や他館・他機関主催の研究会に学芸員が参加することを、館の業務として認めている。	○	○	学芸員からの希望等に応じ、関連する学会や研究会等に業務として参加させている(出張)。	
E08	展示や教育普及、調査研究、保存など学芸員の活動の成果を、館として、刊行物等で公開している。	○	○	「年報」に、企画展や普及講座等全ての活動実績を掲載するとともに、調査研究成果(論文等)を掲載した「研報」を毎年発行している。それらはHPで公開している。	

鳥取県立博物館 点検項目／E

<学芸員・一般職員>

No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
E09	学芸系の職員のほかに常勤の職員が配置されている。	○	○	総務課を中心に、一般事務・技術系の常勤職員も配置されている。	近年では、業務合理化・人件費節減のため、常勤職員が減ってきている。
E10	学芸系ではない職員を対象にした研修を、館として実施している。	○	○	毎年4月に転入・新任職員対象のオリエンテーション的研修を行うとともに、全職員を対象に研修的な面もあるI PM検討会を毎月開催している。	

○	10	10
×	0	0



押し葉の実物標本
葉の緑の様子や、葉や茎の
毛まで細かく観察可能



整理・研究が進む
鳥取藩藩政資料

鳥取県立博物館 点検項目／F

< 調査研究 >

No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
F01	館として、調査研究の方針・計画を策定している。	×	×	中長期的に重点や方向性を示すような方針・計画は策定していない。	予算作成過程で、その年の調査研究の進め方を分野ごとに検討・整理してはいる。
F02	調査研究のための予算措置を行っている。	○	○	必要とされる調査研究予算は、概ね計上されている。	
F03	館として専門誌・専門書を購入したり機材・器具を設備したり、調査研究を進めるための環境整備を行っている。	○	○	必要とされる書籍や機材等は、概ね購入・設置されており、調査出張も、大体認められている。	
F04	学芸系職員の勤務時間・職務内容について、調査研究の遂行のための配慮を加えている。	○	○	必要とされるものであれば、勤務時間内外の調査研究が掣肘されることはない。	企画展や普及講座等の業務に時間・労力を費やし、調査研究は後回しになりがちである。
F05	収集している資料と関連する学問分野について、調査研究に取り組んでいる。	○	○	調査研究の重点は、館蔵資料やそれに関連する事項に置いている。	場合によっては、館蔵資料とは余り関係のないものについて、県外の専門家との共同研究等を行うこともある。
F06	資料の管理・修復・保存、展示・教育普及活動の理論や方法、博物館経営など、博物館学分野での調査研究に取り組んでいる。	×	×	博物館学や博物館経営論に関する専門的な研究等は行われていない。	調査研究は、博物館学も踏まえつつ実施している。
F07	地域への貢献を視野に、館が所在する地域や地域の資料について、調査研究に取り組んでいる。	○	○	鳥取県の博物館として、館が所在する鳥取市を含む、鳥取県に関する資料を中心に調査研究を行っている。	館蔵のものに限らず、県内にある資料は、広く研究対象としている。
F08	調査研究の経過・成果を紀要や報告書などで外部に公表している。	○	○	調査研究の成果(論文等)を掲載した「研報」を毎年発行するとともに、取組実績は「年報」にも掲載し、いずれもHPで公表している。	
F09	他館や他研究機関と共同研究を行っている。	○	○	調査研究の内容によっては、学芸員が他機関の研究者等と共同研究を行うこともある。	

○	7	7
×	2	2

鳥取県立博物館 点検項目／G

<資料・コレクション>

No.	点検項目	委員	県博 総合	各分野			理由	補足
				自然	人文	美術		
G01	館として資料収集の方針を策定している。	×	×	×	×	○	<p>【総合】 美術品以外については、「収集方針」と言えるほど、中長期的な収集活動の重点を明確にしたものは策定していない。</p> <p>【美術】 収集方針を明文化している。</p>	美術品については、外部有識者から成る「収集評価委員会」で中長期的な収集方針等を策定している。 各分野とも、予算作成過程でその年の収集対象資料を整理・検討してはいる。
G02	法令、条約、倫理規程などを遵守して資料収集するために、館としてガイドラインを策定している。	×	×	/	/	/	館としてのガイドラインは策定していない。	ワシントン条約など関係法令に則って資料収集を行っている。
G03	資料の出所・来歴の妥当性、真贋などの検討を外部の専門家を含めて行い、その助言を得て資料の購入・受入れを決定している。	○	○	/	/	/	美術品については、「収集評価委員会」の専門的な審議・答申を踏まえて購入等している。美術品以外についても、必要に応じて外部の専門家の助言を得て資料購入等を決定している。	
G04	収集した資料のうちの7割以上を資料台帳に登録している。	×	×	×	○	○	<p>【総合】 平成24年度末現在で、全収蔵資料約258,000点中、寄託資料等を除く約246,000点のうち、登録したものは約149,000(61%)に止まっている。</p> <p>【人文】 目録の取れていない、未登録資料群も存在する。</p> <p>【美術】 美術品は全て登録済み。</p>	寄贈が激増して登録が滞っていた自然系資料(地学、昆虫、植物標本など)について、専任職員による整理を進めており、未登録資料のうち7割はH30までに登録予定。 なお、美術品は全て登録済みであり、自然系資料も、そもそも登録できないものを除けば、7割以上が登録済みだと思われる。
G05	収蔵資料のうちの7割以上について資料情報を記録している。	×	×	×	×	○	<p>古くからの館蔵資料には、出所等のデータがないものが多く、記録が作成できない。</p> <p>【美術】 美術品は全て記録している。</p>	それ以外の資料の大半については、未登録のものも含め、入手先、入手時期等の情報を記録している。

鳥取県立博物館 点検項目／G

<資料・コレクション>

No.	点検項目	委員	県博 総合	各分野			理由	補足
				自然	人文	美術		
G06	収蔵資料のうちの7割以上の資料について所在を正確に確認できている。	×	×	×	×	○	<p>【総合】 登録した収蔵資料は、データベース「ミュージアムソフト」で管理し、どの収蔵庫等にあるか明確にしているが、登録した資料自体が収蔵資料の半分程度にとどまっている。</p> <p>【美術】 確認できている。</p>	登録した資料にも、収蔵庫内のどの棚にあるか正確に確認できていないものが多い。
G07	未整理資料について整理の計画を立てている。	○	○	/	/	/	寄贈が激増して登録が滞っていた自然系資料（地学、昆虫、植物標本など約97,000点）について、平成24年度に整理計画を立て、非常勤の専任職員による整理を進めている。	
G08	温湿度・光量の管理が必要な資料のうちの半分以上の資料について、必要とされる管理を行っている。	×	×	/	/	/	低温でも湿度を管理できる設備がなく、湿度で湿度を管理しているため、温湿度については「必要とされる管理」が完全にできているとは言えない。 光量は適切に管理している。	温度と湿度の双方を同時に適正な値にできる機能はなく、湿度を重視した調整を行っているのが実情。
G09	総合的有害生物管理（IPM）の考え方にに基づき、日常的に虫菌害の予防措置をとっている。	○	○	/	/	/	平成18年度から非常勤の専門員を配置してIPMに取り組んでおり、平成25年度からは防菌対策も含めて対策を拡充している。	
G10	少なくとも主要な資料については、定期的に資料の状態に関する点検を行っている。	○	○	/	/	/	関係職員が連携して日常的に状況把握に努めており、問題が発見されれば速やかに対策を講じている。	
G11	資料の修復を計画的あるいは必要に応じて行っている。	○	○	/	/	/	古文書については、非常勤の専門員により計画的に実施している。その他については、必要が生じた都度、予算を確保した上で実施している。	

鳥取県立博物館 点検項目／G

<資料・コレクション>

No.	点検項目	委員	県博 総合	各分野			理由	補足
				自然	人文	美術		
G12	収蔵資料の7割以上を記載した資料目録を整備している。	×	×	×	×	○	【総合】 未登録の資料については、目録も整備できておらず、それが収蔵資料の半分程度ある。 【美術】 紙ベースの資料目録も整備(刊行)している。	登録した資料は、資料目録機能のあるデータベースで管理している。
G13	資料目録を公開している。	○	○	/	/	/	登録した資料は、資料目録機能のあるデータベースで管理し、HPで公表している。 また、まとまったコレクションについては、目録を出版している。小さなコレクションについては、研報に目録を掲載している。	
G14	資料目録の7割以上をデジタル化している。	○	○	/	/	/	登録した資料は、すべて資料目録機能のあるデータベースで管理されており、デジタル化されている。	
G15	資料情報の追加・更新を、適宜、あるいは定期的に行っている。	○	○	/	/	/	登録した資料に関する情報はデータベース化されているので、随時速やかに追加・更新できる。	
G16	資料の貸出しを認めると同時に、規定・手続きを整備している。	○	○	/	/	/	収蔵資料の貸出制度を設け、規定・手続きも整備している。	

○	9	9
×	7	7

鳥取県立博物館 点検項目／H

<施設・アメニティー>

No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
H01	施設の維持・改善について中長期計画を策定している。	×	×	施設の維持等を目的とした中長期計画は策定していない。	平成26年度から「今後の博物館のあり方検討事業」を実施し、施設に関する評価等を行うとともに、施設劣化状況診断等も実施する。
H02	最低限、主要な建物については、耐震対策を行っている。	○	○	平成9年度に耐震診断を実施し、基準はクリアしている。	今年度行う施設の劣化状況調査の際に、あらためて耐震状況についても点検する予定。
H03	展示室や収蔵庫など建物内の設備について、何らかの耐震対策を行っている。	×	×	建物内の主要設備全てについてまでは、耐震対策ができていない。	
H04	危機管理マニュアルを整備している。	○	○	火災、地震、爆破予告への対応マニュアルは定めている。	その他の事態まで対象にしたマニュアルは定めていない。
H05	防災・防犯・救急・救命訓練を定期的の実施している。	×	×	火災以外の災害への対応訓練や防犯訓練は、実施できていない。	防火訓練は毎年実施し、救命訓練も実施したことがある。
H06	不慮の事故などに備えて保険に加入している。	○	○	災害等による建物被害については、県有建物全てを対象とする建物共催に加入している。 また、人的被害補償のため、今年度から博物館総合保険に加入したが、普及講座の参加者を対象とした傷害保険には、以前から加入している。	
H07	バリアフリー化について、改善が必要な箇所を把握するための自己点検を実施している。	○	○	基本的なバリアフリー化は、平成13年度に完了している。その後、適宜巡視点検を行っている。	
H08	案内表示に関して、できる箇所から、または計画的に改善を行っている。	○	○	来館者要望や職員提案、巡視点検の結果等に基づき、できる箇所から実施している。	
H09	来館者の動線に関して目視調査などによって現状を把握し、必要な改善を行っている。	○	○	来館者要望や職員提案、巡視点検の結果等に基づき、できる範囲で実施している。	
H10	来館者用の駐車場を、一般来館者用、障害者用、ともに用意している。	○	○	一般来館者用及び障がい者用のいずれも用意している。(一般用21台分・障がい者用1台分)	立地環境及び敷地条件に制約があり、絶対数が不足している。

鳥取県立博物館 点検項目／H

<施設・アメニティー>

No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
H11	休憩コーナーを設置している。	○	○	各展示室の間及びレストランに隣接して設置している。	展示室の間に設置したコーナーについては、話し声が展示室に漏れる等の問題がある。
H12	喫茶コーナー・レストランを設置している。	○	○	民間事業者が運営するレストランが設置されている。	レストランが他の空間と壁で仕切られていないため、レストランの臭気や騒音が漏れ出す等の問題がある。
H13	展示図録やガイドブック、教材など、館の活動を、直接、案内・紹介する物品を販売している。	○	○	企画展の図録のほか、教材や館の紹介にもなる商品をミュージアムショップで販売している。	ガイドブックは販売していない。(無償配付することもある。)
H14	館が開発したオリジナル商品を販売している。	○	○	鳥取県立博物館振興会(任意団体:事務局は博物館内)が運営するミュージアムショップで、館が業者に依頼して制作した商品(トートバック、ウミガメやオオサンショウウオのミニチュア、企画展関連グッズ等)を販売している。	
H15	利用実態に応じて開館時間を延長したり夜間開館を行ったり、開館時間の設定の見直しを行っている。	○	○	通常の開館時間は9時～17時だが、4～10月の企画展開催中の土・日及び祝日は19時まで開館延長している。	
H16	接客のための職員研修(委託業者職員の研修を含む)を、必要に応じて、あるいは定期的実施している。	○	○	接客の中心となる看視員及び受付職員について、4月に接客等の研修を実施している。	
H17	利用者からの苦情や要望への対応手順を定めている。	○	○	「県民の声」への対応手順等が全庁的に定められており、館に対する苦情等についても、その中で対応している。	企画展のアンケート等で寄せられた苦情等については、その都度館内で協議して対応している。

○	14	14
×	3	3

鳥取県立博物館 独自点検項目

< B:利用者・市民・地域との関係 >

No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
B追1	効果的な情報発信を行うため、最新の媒体・技術等も積極的に活用して、戦略的な広報が行える組織体制を確保している。	×	×	広報啓発については、学芸員は最低限しか行えず、事務系職員も管理業務で手一杯のため、普及担当に負担が集中しており、最新の戦略的な手法等に取り組む余力がない。	
B追2	学生・生徒・児童の利用を促進している。	×	○	大学生以下の学生・生徒・幼児等及び学校教育活動での引率者は、企画展及び常設展の入館料等を無料にしている。 (委員)入館料を無料にしただけでは、利用促進にはならない。	それらの者の利用促進に効果的な、制作・実験室など体験学習ができる専用スペースはない。
B追3	地域の大学等と連携した取組や事業も積極的に行っている。	×	×	地域の大学等と連携した取組等は、組織的・恒常的には行っていない。	時々、学芸員が共同研究として実施することはある。
B追4	立地地域から離れた地域の住民の利用を促進する取組、当該住民向けの教育普及活動等を積極的に行っている。	×	×	県中・西部の住民から、中々利用しにくいとの声をよく聞く。その利用促進の取組が十分とは言えない。	学校や公民館の要望に応じ、県下各地で移動博物館等の事業は実施している。
B追5	地域の学術文化の振興に資する住民の主体的な活動に対する支援や協力を積極的に行い、具体的な取組の拠点、必要な情報の発信源等として、多くの住民から評価される存在となっている。	×	×	そこまでの評価は受けていない。	住民の学術文化への知識や関心を深めるべく、普及講座等は積極的に実施している。
B追6	県立博物館として、県内の市町村や民間主体が設置する他の博物館等に対し、適切な機能・役割分担の下で、必要とされる協力、連携、助言、支援等を行っている。	×	×	意識的な役割分担等は、行われておらず、重複、競合している部分もある。他館への協力、支援等は、個別に依頼等があった場合に限られた範囲で行うに止まっている。	各館との連絡調整組織として、「鳥取県ミュージアム・ネットワーク」を設置し、事務局を務めている。

鳥取県立博物館 独自点検項目

<B:利用者・市民・地域との関係>

No.	点検項目	委員	県博	理由	補足
B追7	科学技術など理工系の分野、マンガやアニメなどのポップカルチャーの分野でも積極的な取組を行っている。 (当会で追加)	×	×	そこまでの取組は行っていない。	平成16年度に「大水木しげる展」を開催し、平成24年度には国際まんが博と関連して「夏目房之助講演会」を開くなど、随時関連する取組を実施している。 前身の「科学博物館」の取組を継承し、来館者ニーズに対応するため、数年ごとに理工系の企画展等を開催している。 ・H21:挑戦! 頭脳パズルボックス ・H14:数学と遊ぼう~形の数のワンダーランド~
		○	0	1	
		×	7	6	

鳥取県立博物館 独自点検項目

<C:展示>

No.	評価項目	委員	県博	理由	補足
C追1	主要な収蔵資料は、常時又は定期的に展示している。	×	×	美術の常設展示室は狭く、展示できる作品に限られる。そのため、企画展示室が空いている時にコレクション展を開催するが、主要な収蔵作品を定期・網羅的に紹介できてはいない。	自然・人文系の資料は、主要なものを概ね常設展示している。ただし、かなり詰め込んだ印象の空間となっている。
C追2	専ら幼児、障がい者、高齢者等のニーズに対応した取組(親子連れが対象のギャラリートour、視覚障がい者向けの触れて楽しむ彫刻展等)も積極的に行っている。	×	×	利用者が限られる取組みであり、現在のところ、そこまで実施できていない。	要望があれば、可能な範囲で個々に対応している。
		○	0	0	
		×	2	2	

鳥取県立博物館 独自点検項目

<D:教育普及>

No.	評価項目	委員	県博	理由	補足
D追1	専ら幼児、障がい者、高齢者等のニーズに対応した取組(親子で参加する体験教室、要介護者のための普及講座等)も積極的に行っている。	×	×	利用者が限られる取組みであり、現在のところ、そこまで実施できていない。	
D追2	県外作家の県内滞在制作を支援・推進し、県民が作品の制作過程や作家自身と直に接触・交流する機会を設ける取組も行っている。	×	×	鳥取県は、アーティスト・イン・レジデンス(AIR)に取り組んでいるが、博物館では、そうした取組は実施していない。	
D追3	教育普及のための作品制作や科学実験等が行える場所(体験学習室等)が確保されている。	×	×	そうした場所は設置していない。	
		○	0	0	
		×	3	3	

鳥取県立博物館 独自点検項目

<E:学芸員・一般職員>

No.	評価項目	委員	県博	理由	補足
E追1	博物館機能の充実・強化に必要な職員が配置されている。	×	×	現体制では、現在の展示や普及活動の水準を維持するだけで手一杯で、資料の収集・保管や調査研究、広報や施設・事務管理等が十分に行えていない。	博物館機能を充実・強化するためには、増員等が必要だが、全庁的に定員削減の方向にあるため、増員等は容易ではない。
E追2	職員の成長を促し、資質の向上が図れる取組(研修的な人事交流、自主研究の指導・支援等)が制度的又は継続的に実施されている。	×	×	そうした制度はなく、実施されていない。	県の組織(小中学校を含む)の中での人事異動は、行われている。
E追3	作家の周辺資料を収集・整理・研究する専門職員を配置し、それらの利用を促進する機能を有している。(当会で追加)	×	×	専門の職員はおらず、十分な整理ができていない。	作家の周辺資料が大量に寄贈・寄託された場合は、必要に応じ、臨時職員などを雇用して整理したことがある。
		○	0	0	
		×	3	3	

鳥取県立博物館 独自点検項目

< F: 調査研究 >

No.	評価項目	委員	県博	理由	補足
F追1	標本の搬入、処理(燻蒸や修復など)、保存、研究といった作業が安全にかつ効率的に行えるようそれぞれを行う場所が離れすぎておらず、相互間の移動も容易である。	×	×	収蔵庫が手狭となり、一部資料を離れた所にある別施設で保管している。 古文書収蔵庫と修復室の間が長い階段で隔てられている。	

○	0	0
×	1	1

鳥取県立博物館 独自点検項目

< H: 施設・アメニティー >

No.	評価項目	委員	県博	理由	補足
H追1	施設の老朽化への対応を計画的に実施している	×	×	雨漏りが常態化するとともに、各種設備の耐用年数が大幅超過するなど根本的な対応が必要で、問題が生じる都度応急対応しているが、計画的に実施しているとは言えない。	施設劣化状況調査も実施する。
H追2	中長期的な展示更新や資料増大を見通し、必要な対応を計画的に実施している	×	×	展示更新等の中長期計画は策定していない。	敷地及び施設の面積的な制約により、資料の収蔵スペース不足は顕著で、抜本的な対応は困難。
H追3	来館者用駐車場は、必要な数を用意している	×	×	一般来館者用21台分、障がい者用1台分しかなく、絶対数が不足しており、臨時的に近隣施設の駐車場を借りることもあるが、常態的に不足している。	立地環境及び敷地条件から見て、現在地での抜本的対応は困難。
H追4	障がい者等が利用しやすい形でバリアフリー化されている。	×	×	平成14年にバリアフリー化は行った(屋外スロープ等への手すり設置、屋内段差のスロープ化、多目的トイレ化、エントランスにエレベータ・段差解消リフト等)が、障がい者は利用時に遠回りや係員の介助を必要とする等、ユニバーサルな利用しやすさが実現されているとは言えない。	立地環境や構造的な面から、今以上のバリアフリー化は困難。

鳥取県立博物館 独自点検項目

<H:施設・アメニティー>

No.	評価項目	委員	県博	理由	補足
H追5	来館者の基本動線が、極力シンプルで分かりやすいものとなるように設定されている。	×	×	バリアフリー化改修で変更を余儀なくされたこともあり、館内動線が多少分り難くなっており、来館者から誘導を求められることも多い。	施設内デザイン等の構造的要因により、大規模改造しない限り、動線を簡素化するのは困難。
H追6	展示室は、大型化する資料等に対応できる広く高い空間が確保され、多様な展示方法に柔軟に対応できる高機能の可動壁等が整備されている。	×	×	展示室は天井高1階3.2m、2階4.0mで、大型の現代美術作品や恐竜の復元模型などは展示できない。展示室内の仕切り壁は、その都度支柱を立てて設置しており、相当の手間と時間が必要で、設置可能な位置も限定される。	建設当時の博物館設置基準等に基づく構造となっており、大規模改造しない限り、近年の資料の大型化や大重量化、効果的な展示方法等に対応するのは困難。
H追7	害虫等の侵入を抑止しつつ、大型化する資料等に対応できる搬出入スペース(トラックヤード等含む。)、運搬用エレベーター、通路等が整備されている。	×	×	資料の搬出入は、搬出入口の扉を開放して行うため、害虫等の進入を抑止できない。 展示品やクレート(木箱)のサイズや重量によっては搬出入、エレベーターによる移動、通路の通行が困難。 ○建物搬出入扉の間口は、幅4.6m、高さ2.8m(有効)。 ○運搬用エレベーターは、奥行き3.32m、積載重量3.9tで、ドア開口部が幅1.8m×高さ2.1m	建設当時の博物館設置基準等に基づく構造となっており、各施設とも、大規模改造しない限り、近年の資料の大型化等に対応するのは困難
H追8	燻蒸等が必要な資料を他と隔離して保管できる施設が整備されている。	×	×	企画展等に出品するために一時的に借用した資料に付着している害虫等の侵入を防止するためには、収蔵庫とは別の場所で保管するに止まらず、そこで燻蒸まで行うのが望ましいが、現在、そのような対応を行うことのできる施設設備がない。	

○	0	0
×	8	8

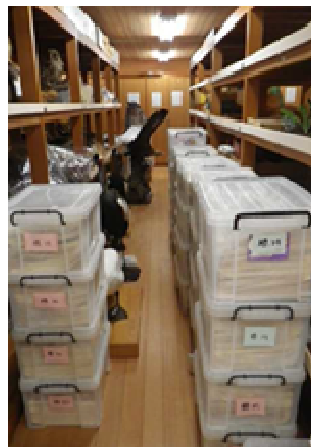
各点検項目のうち「博物館自己点検システム」の項目について、全国標準と比較した結果は図1のとおりである。都道府県の館と偏差値で比較した結果を見ると、県博は「A.館長・館の経営責任」に関する項目と「C.展示」及び「G.資料・コレクション」に関する項目が平均以下となっている。

Aが平均を下回ったのは、独立行政法人が運営している国立施設では必ず行われている設置目的・理念の明確化、経営目標や経営計画の策定、自己評価・外部評価の実施などが、県博では行われていなかったことによるものである。地方の行政直営施設にはそのような施設も多いが、住民の役に立つように運営されていることを住民に理解して貰ってはじめて存続が許される公立施設にとっては極めて重要な課題である。

当会としては、こうした点は速やかに改善を図るべきであるし、その改善を効果的、持続的に行うためには、国立施設のように独立行政法人に運営させることや、他施設で散見される指定管理者制度の導入等についても検討する必要があると考えた。

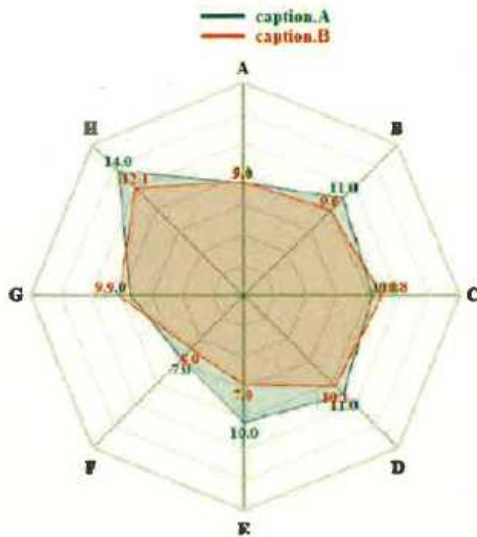
CやGの評価が低いのは、県博は展示室が狭く、柔軟・機動的な展示変更等を行う余裕がないこともあり、展示の計画的な更新・展開が出来てないこと、収蔵庫が満杯で保管機能が限界に達しており、収集資料の整理が滞り、収蔵環境の管理が十分に出ていないこと等による。つまり、施設の老朽化・狭隘化が原因な訳で、早急な改修整備の必要性を改めて認識させる結果であった。

鳥取県立博物館の
収蔵庫の状況



[図1] 全国標準と比較した結果

4. <結果> [都道府県の館] - 回答に基づく得点(素点) -



回答に基づく得点(素点)

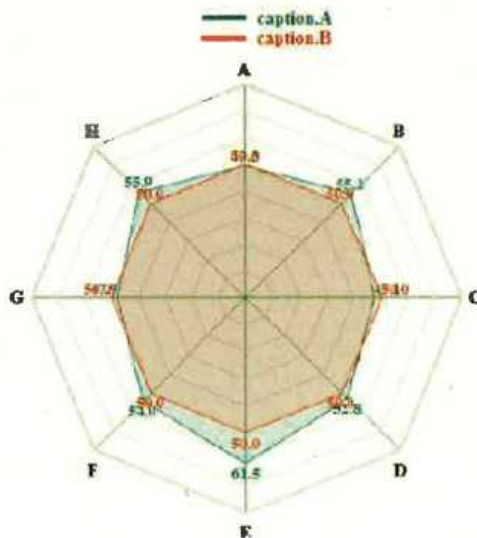
鳥取県立博物館 様

都道府県の館と対照して比較・検討

点検・評価項目についての回答に基づく得点(素点)

領域	caption.A 鳥取県立博 物館	caption.B 都道府県の 館の平均
A. 館長・館の経営責任	9.0	9.1
B. 利用者・市民・地域との関係	11.0	9.5
C. 展示	10.0	10.8
D. 教育普及	11.0	10.1
E. 学芸員・一般職員	10.0	7.0
F. 調査研究	7.0	5.9
G. 資料・コレクション	9.0	8.9
H. 施設・アメニティー	14.0	12.1

4. <結果> [都道府県の館] - 回答に基づく得点偏差値 -



回答に基づく得点偏差値

鳥取県立博物館 様

都道府県の館と対照して比較・検討

点検・評価項目についての回答に基づく得点偏差値

領域	caption.A 鳥取県立博 物館	caption.B 基準 (平均=50)
A. 館長・館の経営責任	49.5	50.0
B. 利用者・市民・地域との関係	55.1	50.0
C. 展示	47.1	50.0
D. 教育普及	52.8	50.0
E. 学芸員・一般職員	61.5	50.0
F. 調査研究	54.0	50.0
G. 資料・コレクション	47.9	50.0
H. 施設・アメニティー	55.9	50.0

第3章 課題整理

現状点検の結果、これまで県博は、全体的に他館と比べて遜色ないレベルで運営されてきたが、前述のように不十分な点も少なからずあることが明らかとなった。それは、図2の左側に掲げた点検項目が適切に行われていないという点であり、今後は、これをきちんと実施するようにしなければならない。

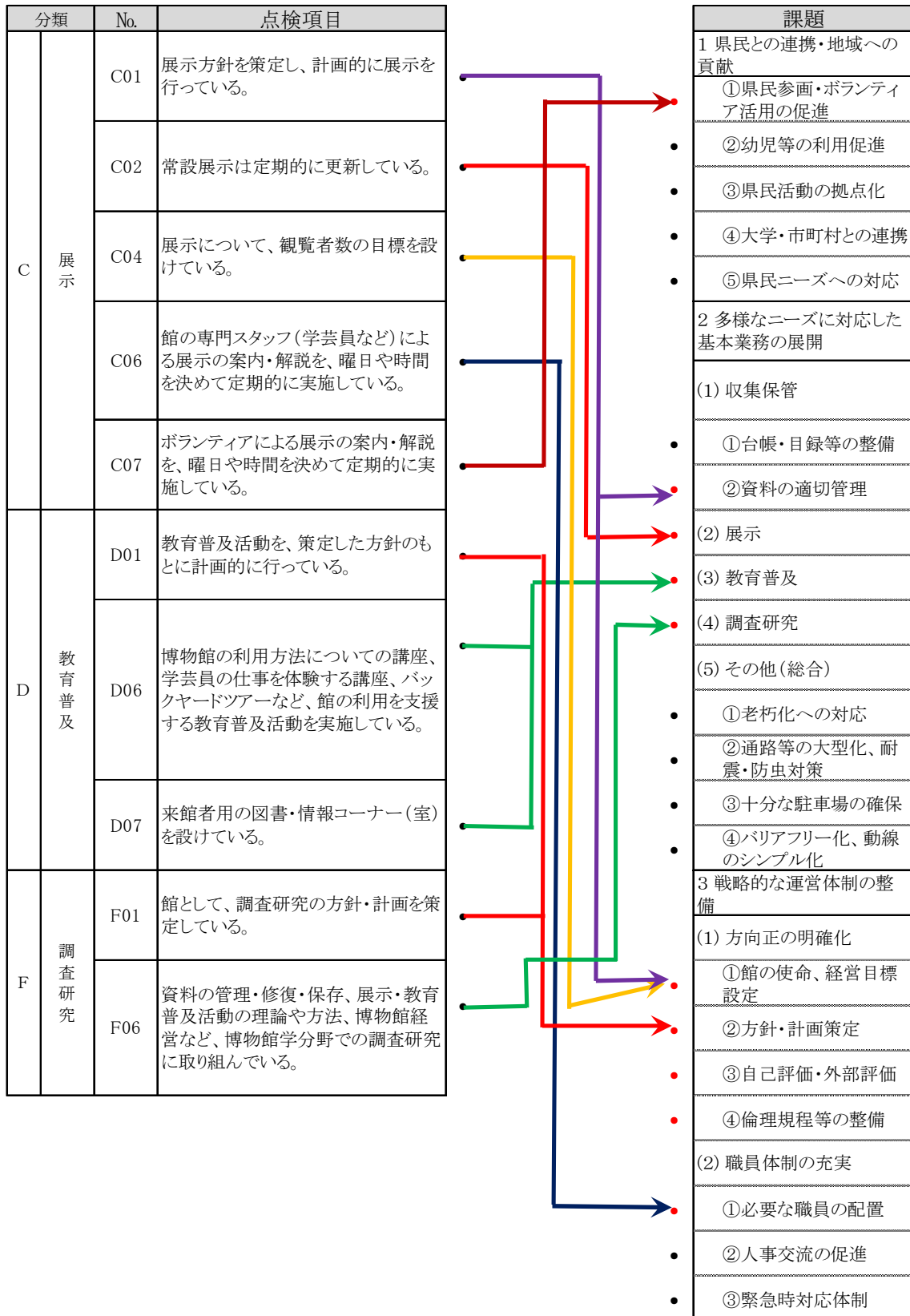
当会としては、そのための方策を検討していく訳だが、当該各項目やそれへの対策の中には、相互に密接に関連しており、一つの対策で一括して対処できるもの、問題も対策も一連の流れの中で考えるべきもの等も少なくない。それにもかかわらず、図2の左側のように、現状点検の際の分野区分に従って単純に問題点を列挙しただけでは、それらを有機的に関連付けて包括的・効果的な対応策を検討するようなことはできない。

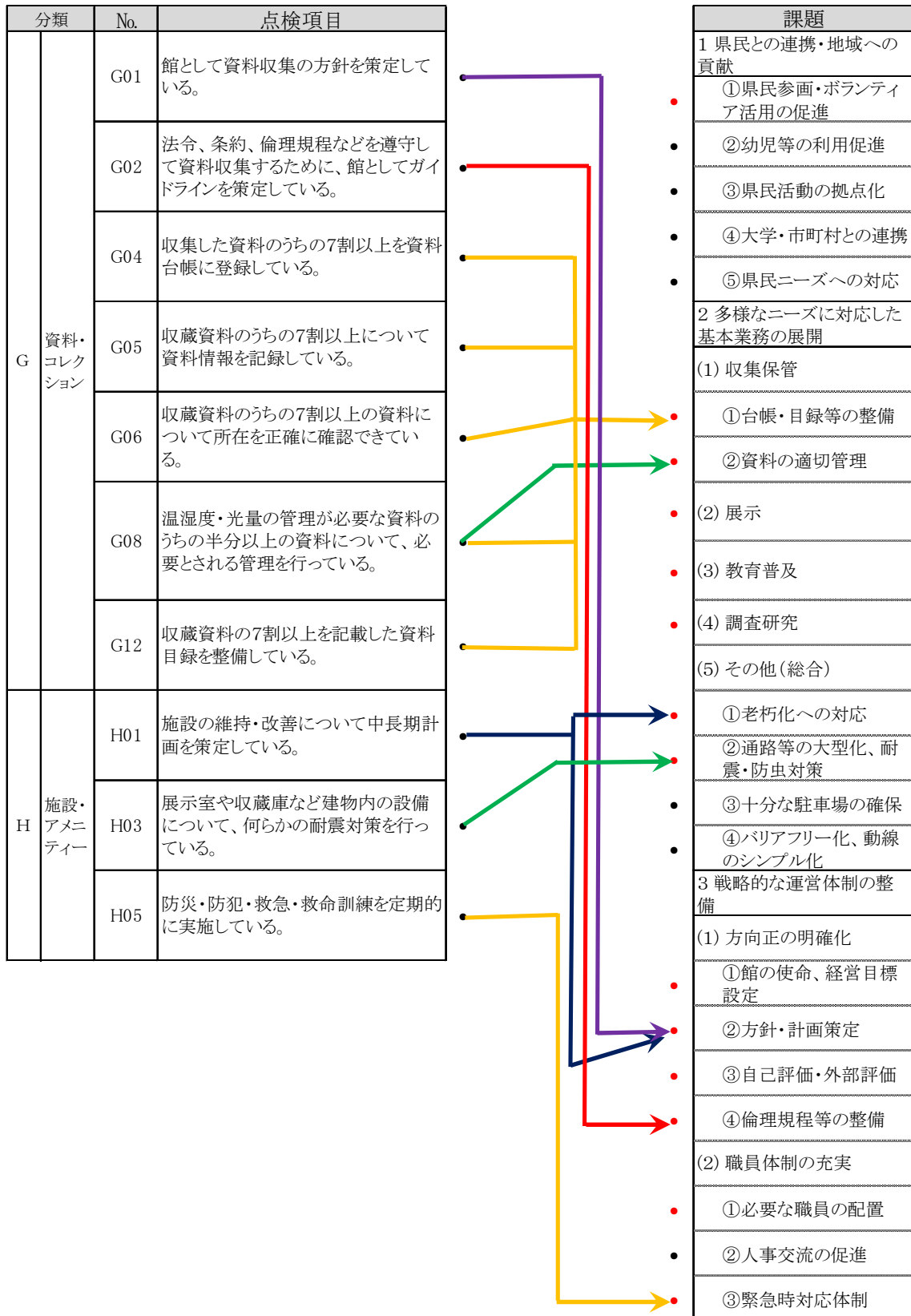
そうした考え方に基づき、現状点検により提示された問題点について、県博が目指すべき方向性等を意識しながら、分野区分にとらわれずに関連するものを集約し、全てを網羅しつつ整理・再編したのが同図の右側である。本章では、これについて詳述する。



[図2] 鳥取県立博物館 点検結果及び課題整理表

分類	No.	点検項目	課題	
A 館長・館の経営責任	A02	館の使命(設置目的や基本理念)をわかりやすい言葉で明文化している。	1 県民との連携・地域への貢献 ① 県民参画・ボランティア活用の促進	
	A07	館として中長期的な経営目標(設置者が認知・了解しているもの)を定めている。	② 幼児等の利用促進	
	A08	経営目標を達成するために年度毎の経営計画を立てている。	③ 県民活動の拠点化	
	A09	事業面、管理運営面など全般にわたる自己評価を実施している。	④ 大学・市町村との連携	
	A10	事業面、管理運営面など全般にわたる外部評価を実施している。	⑤ 県民ニーズへの対応	
	A11	中長期の財務計画を策定している。	2 多様なニーズに対応した基本業務の展開 (1) 収集保管	
	A12	自己収入額、自己収入比率の少なくともどちらか一方について目標を設定している。	① 台帳・目録等の整備	
	A13	館の活動に関する法令・条約・倫理規程をすぐに参照できるところに置いている。	② 資料の適切管理	
	B 利用者・市民・地域との関係	B01	館として、広報宣伝計画を策定している。	(2) 展示
		B11	サークル、NPOなど関わるなかで、市民が館の事業に参画する機会を設けている。	(3) 教育普及
		B13	地域と連携するための方針・計画を、館として策定している。	(4) 調査研究
				(5) その他(総合)
				① 老朽化への対応
			② 通路等の大型化、耐震・防虫対策	
			③ 十分な駐車場の確保	
			④ バリアフリー化、動線のシンプル化	
			3 戦略的な運営体制の整備	
			(1) 方向正の明確化	
			① 館の使命、経営目標設定	
			② 方針・計画策定	
			③ 自己評価・外部評価	
			④ 倫理規程等の整備	
			(2) 職員体制の充実	
			① 必要な職員の配置	
			② 人事交流の促進	
			③ 緊急時対応体制	





分類	No.	点検項目	課題
独 B 利用者・市民・地域との関係	Bi追1	効果的な情報発信を行うため、最新の媒体・技術等も積極的に活用して、戦略的な広報が行える組織体制を確保している。	1 県民との連携・地域への貢献 ① 県民参画・ボランティア活用の促進
	Bi追2	学生・生徒・児童の利用を促進している。	② 幼児等の利用促進
	Bi追3	地域の大学等と連携した取組や事業も積極的に行っている。	③ 県民活動の拠点化 ④ 大学・市町村との連携 ⑤ 県民ニーズへの対応
	Bi追4	立地地域から離れた地域の住民の利用を促進する取組、当該住民向けの教育普及活動等を積極的に行っている。	2 多様なニーズに対応した基本業務の展開
	Bi追5	地域の学術文化の振興に資する住民の主体的な活動に対する支援や協力を積極的に行い、具体的な取組の拠点、必要な情報の発信源等として、多くの住民から評価される存在となっている。	(1) 収集保管 ① 台帳・目録等の整備 ② 資料の適切管理
	Bi追6	県立博物館として、県内の市町村や民間主体が設置する他の博物館等に対し、適切な機能・役割分担の下で、必要とされる協力、連携、助言、支援等を行っている。	(2) 展示 (3) 教育普及 (4) 調査研究
	Bi追7	科学技術など理工系の分野、マンガやアニメなどのポップカルチャーの分野でも積極的な取組を行っている。(当会で追加)	(5) その他(総合) ① 老朽化への対応 ② 通路等の大型化、耐震・防虫対策 ③ 十分な駐車場の確保 ④ バリアフリー化、動線のシンプル化
独 C 展示	C追1	主要な収蔵資料は、常時又は定期的に展示している。	3 戦略的な運営体制の整備
	C追2	専ら幼児、障がい者、高齢者等のニーズに対応した取組(親子連れが対象のギャラリートツアー、視覚障がい者向けの触れて楽しむ彫刻展等)も積極的に行っている。	(1) 方向正の明確化 ① 館の使命、経営目標設定 ② 方針・計画策定 ③ 自己評価・外部評価 ④ 倫理規程等の整備
独 D 教育普及	D追1	専ら幼児、障がい者、高齢者等のニーズに対応した取組(親子で参加する体験教室、要介護者のための普及講座等)も積極的に行っている。	(2) 職員体制の充実 ① 必要な職員の配置 ② 人事交流の促進 ③ 緊急時対応体制
	D追2	県外作家の県内滞在制作を支援・推進し、県民が作品の制作過程や作家自身と直に接触・交流する機会を設ける取組も行っている。	
	D追3	教育普及のための作品制作や科学実験等が行える場所(体験学習室等)が確保されている。	

分類	No.	点検項目	課題
独 E	学芸員・一般職員	E追1	博物館機能の充実・強化に必要な職員が配置されている。
		E追2	職員の成長を促し、資質の向上が図れる取組(研修的な人事交流、自主研究の指導・支援等)が制度的又は継続的に実施されている。
		E追3	作家の周辺資料を収集・整理・研究する専門職員を配置し、それらの利用を促進する機能を有している。(当会で追加)
独 F	調査研究	F追1	標本の搬入、処理(燻蒸や修復など)、保存、研究といった作業が安全にかつ効率的に行えるようそれぞれを行う場所が離れすぎでならず、相互間の移動も容易である。
独 H	施設・アメニティー	H追1	施設の老朽化への対応を計画的に実施している。
		H追2	中長期的な展示更新や資料増大を見通し、必要な対応を計画的に実施している。
		H追3	来館者用駐車場は、必要な数を用意している。
		H追4	障がい者等が利用しやすい形でバリアフリー化されている。
		H追5	来館者の基本動線が、極力シンプルで分かりやすいものとなるように設定されている。
		H追6	展示室は、大型化する資料等に対応できる広く高い空間が確保され、多様な展示方法に柔軟に対応できる高機能の可動壁等が整備されている。
		H追7	害虫等の侵入を抑止しつつ、大型化する資料等に対応できる搬出入スペース(トラックヤード等含む。)、運搬用エレベーター、通路等が整備されている。
		H追8	燻蒸等が必要な資料を他と隔離して保管できる施設が整備されている。
			1 県民との連携・地域への貢献
			① 県民参画・ボランティア活用の促進
			② 幼児等の利用促進
			③ 県民活動の拠点化
			④ 大学・市町村との連携
			⑤ 県民ニーズへの対応
			2 多様なニーズに対応した基本業務の展開
			(1) 収集保管
			① 台帳・目録等の整備
			② 資料の適切管理
			(2) 展示
			(3) 教育普及
			(4) 調査研究
			(5) その他(総合)
			① 老朽化への対応
			② 通路等の大型化、耐震・防虫対策
			③ 十分な駐車場の確保
			④ バリアフリー化、動線のシンプル化
			3 戦略的な運営体制の整備
			(1) 方向正の明確化
			① 館の使命、経営目標設定
			② 方針・計画策定
			③ 自己評価・外部評価
			④ 倫理規程等の整備
			(2) 職員体制の充実
			① 必要な職員の配置
			② 人事交流の促進
			③ 緊急時対応体制

1 県民との連携・地域への貢献

県が設置する社会教育施設である県博の活動は、県民の教育・学術・文化の発展に寄与し、地域の活性化に貢献するものでなければならない。そのためには、地域と共に生きる博物館として、県民ニーズに即した活動を展開し、県民の参画・利用を促進するとともに、地域の様々な団体や機関と連携・協力していくことが大切である。

これは、決して地域の殻に閉じこもることを意味するものではない。全国そして世界に向けて発信する枠組みの中で、人と物、人と人、過去と未来、地域の内と外を繋ぐ結節点として機能させ、内外の様々なヒト、モノ、コトが集う場としなければならないのである。そうした面で県博は、既に一定の水準にはあるが、次のとおり不十分な部分もあるので、対応策を検討する必要がある。

- ①民間サークル等の協力で実施する普及講座等を拡大し、県博の事業に県民が参画する機会を増やすとともに、ボランティアによる展示解説等も定期的実施することが必要（B 1 1、C 0 7）
- ②学生・生徒・児童や幼児・障がい者・高齢者の利用も促進するため、入館料減免に止まらず、それらの者を対象にした展示や講座等を積極的に実施することが必要（B 追 2、C 追 2、D 追 1）
特に子供達に対して、優れた芸術作品に触れたり、県の歴史やアイデンティティを伝えて愛着や誇りを持てるようにしたり、自然や科学を実物や体験を通して学んだりする機会を与えることが重要
- ③県民の主体的な学術文化活動への支援協力を積極的に行い、県博がそうした活動の拠点になるようにするとともに、特に中西部住民の県博利用を促進していくことが必要（B 追 4、B 追 5）
- ④地域の大学等の研究者と学芸員の共同研究を拡充しつつ、それらの機関と連携した取組や事業を積極的に行うとともに、県内の他の博物館、美術館等と役割を分担しあいながら、連携を深めてそれぞれの活動を支援・推進していくことが必要（B 追 3、B 追 6）
- ⑤科学技術など理工系分野や本県出身の有名漫画家の企画展は人気（＝県民ニーズ）があったし、「まんが王国」を標榜する本県ではポップカルチャー全般への関心も高い。（B 追 7）また、展示室を県民ギャラリー的に利用したいとの要望も多い。そうした県民ニーズへの対応についても検討することが必要

2 多様なニーズに対応した基本業務の展開

博物館の基本業務とされるのは、必要な資料の収集保管・展示と教育普及活動、資料に関する調査研究である。それらの業務により対応すべき県民のニーズは、1に関するもの以外も、非常に高度・多様化しており、県博では、施設の物理的な制約もあって、次のとおり、これに応え切れなくなってきた。

そうした課題の中には、個別検討により対応策が提示できそうなものもあるが、現施設のままでは対応が不可能あるいは困難なものも多く(太字部分)、これについては何らかの新たな施設整備を前提としなければ具体的な対応策は示せないので、そうした方向で考えていくこととしたい。

(1) 収集保管

- ①収集した資料(作家の周辺資料を含む)に関する情報を的確に記録し、台帳に登録して保管場所も明確にし、目録も整備しておくことが必要(G04~06、G08、G12、E追3)
- ②収蔵資料が大幅に増加したため、収蔵庫内は過密状態となり、一般倉庫や通路部分などを転用しているのが実情であり、その結果、全ての資料を適切な環境の下で管理しているとは言えない状況になっている。これでは、県博の保有する貴重な資料の保護・保全が困難となるのみならず、他館等からの資料借用にも問題が生ずる。
県博で**展示・保管する資料が、温湿度や光量、空気環境が適切に制御された室内で適切に管理していけるよう、早急な対応が必要**(G08)

(2) 展示

- 固定化・陳腐化しないよう常設展示の更新を機動的・計画的に行いつつ、**主要な資料を常設的に展示するとともに、大型資料も受け入れることが可能なゆとりある展示空間を確保し、可動壁など最新の設備を備え付けて、体験型など多様な展示方法に対応していくことが必要**(C01、C02、C追1、H追6)

(3) 教育普及

- 県博の利用を支援する教育普及活動や、県内滞在制作を行う作家との交流取組を推進するとともに、そうした取組でも使える**作品制作室、体験学習室などの他、来館者が利用可能な図書・情報コーナーも整備することが必要**(D06、D07、D追2、D追3)

(4) 調査研究

- 博物館学分野の調査研究に取り組むとともに、**資料の収蔵、保存、研究等の業務が効率的に行えるよう、収蔵庫、修復室、研究室等を適切に配置することが必要**(F06、F追1)

(5) その他(総合)

- ①築後**40年以上**が経過して建物・設備の老朽化が進んでおり、雨漏りが頻発・常態化し、電気・機械設備も耐用年数を大幅に超過しているが、施設の維持・改善について将来を見越した計画的対応等はなされていない。
基本業務を円滑・的確に遂行し、県民に県博を快適に利用して貰える環境とするためには、**建物・設備の老朽化に対し、早急かつ抜本的に対応することが必要**(H

01)

- ②展示室や収蔵庫のみならず、搬出入口、通路、エレベーター等も大型化するとともに、館内の主要設備については耐震対策を、搬出入口等には防虫対策を施し、害虫やカビを駆除するため燻蒸庫も整備することが必要（H03、H追7、H追8）
- ③敷地内には駐車場がわずかしかなく、周辺の公共施設の駐車場の活用にも限界があり、来館者のニーズに十分に答えられない現状に鑑み、十分な規模を持った駐車場を確保することが必要（H追3）
- ④来館者サービスの向上を図るため、バリアフリー化を徹底しつつ、その基本動線を極力シンプルで分かりやすいものとする必要がある（H追4、H追5）

3 戦略的な運営体制の整備

(1) 方向性の明確化

最近では、地方財政の逼迫等により、多くの公立博物館が厳しい経営環境に置かれる一方で、地域住民の文化志向の高まりを受けて、文化政策を施策の重要な柱として位置付ける自治体も増加している。そうした中においては、博物館が社会の中でどのような役割を果たすべきか、果たしているかを再確認し、これを社会に示して自らの存在意義や活動目的を認めて貰うべく、戦略的に経営していくことが重要である。

県博は、県(教育委員会)直営であったため、独立行政法人が運営する国立施設等では経営戦略上不可欠とされる、次のような基本的な事項が実施されていないことが明らかとなったが、これらは、上記の意味で公立博物館でも積極的に実施すべき事柄であり、各課題について個別に対応策を検討する必要がある。

さらに、こうした対応をより徹底したものとし、県博を計画的・効率的に運営していくためには、地方独立行政法人化等の包括的・抜本的な対応策についても検討する必要がある。

- ①最新のニーズや方向性に即しつつ、館経営の重点や方針を分かりやすく示した県博の使命(目的・理念)と、その達成指標となる具体的・客観的・中長期的な経営目標(収入額、利用者等を含むベンチマーク)を設定することが必要（A02、A07、A12、C04）
- ②上記の使命・目標を効果的・効率的に遂行・達成するため、各年度及び中長期における県博の諸活動(経営・財務、資料展示、収集保管、調査研究、教育普及、更には広報宣伝、地域連携、施設維持など)の重点や方向性を示す方針・計画を策定することが必要（A08、A11、B01、B13、C01、D01、F01、G01、H01、H追1、H追2）
- ③上記の目標・計画を踏まえ、県博の活動・運営全般にわたり、定期的・客観的な自己評価や外部評価を実施することが必要（A09、A10）

- ④博物館活動に関係する法令・条約集を備え付け、資料収集等を適切に行うための倫理規程やガイドラインも整備することが必要（A13、G02）

（2）職員体制の充実

県博は、ハード面での抜本的対応（美術館建設）が凍結されて以降、ソフト面の充実には努力してきており、学芸員の体制等は格段に強化されているが、戦略的な運営を支える職員体制について、次のような課題があることも確認されたので、それらへの対応策について検討する必要がある。

さらに、博物館の経営環境が厳しさを増す中で、その存在意義を社会に再認識して貰うべく、博物館経営を戦略的に行っていくことの重要性は前述のとおりであり、これを可能とする人材登用や組織の在り方についても、よく考えておくべきである。

- ①現在十分にできていない所もある資料の収集整理や調査研究、施設管理等の業務の充実を図りつつ、今後重要になると思われる業務（きめ細かな展示解説、戦略的な広報活動や情報化対応、教育普及活動、ボランティア対応、作家の周辺資料の整理研究など）にも積極的に取り組むため、必要とされる職員を適切に配置することが必要（C06、B追1、E追1、E追3）
- ②職員の資質向上等のため、県内外の他の博物館等とも人事交流等を促進することが必要（E追2）
- ③防火訓練だけでなく、自然災害や防犯・救急等の訓練も定期的を実施し、緊急時に適切に対応できる体制を構築しておくことが必要（H05）

鳥取県立博物館の
常設展示室



第4章 課題への対応策

前章で整理した各課題への具体的な対応策について、ソフト・ハード両面から総合的に検討する。

1 県民連携・地域貢献の方策

県博は今後、より県民ニーズに即した活動を展開し、県民等の参画・利用を促進するとともに、地域の様々な団体や機関と連携等していく必要がある。そのためには、地域で学術文化の振興に資する取組を行う館外の様々な主体との協働態勢を強化し、これまでの枠にとらわれずに地域の活性化に役立つ取組を積極的に展開して、本県のアイデンティティを分かり易く発信することが重要である。

具体的には、次のような方策を実行すべきである。こうした方策により、県博の事業や活動を県民の力で充実させ、より地域や県民に根付いたものとして、県民が知的な楽しさや、考える喜びを体感でき、まさに自分達の博物館だと思って貰える施設にしていかなければならない。

① 県民活動協力担当者の指定

県博の使命達成にも役立ち得る活動を行っている県民団体等について、担当の学芸員を定め、日常的・継続的又は臨時的に協力、指導、支援等を行う体制を整える。

(留意点)

対象となる県民グループ等の要件、学芸員が行える協力、支援等の範囲、そのための手続き等を明確にしておく必要がある。

② 県民連携講座等の拡大

①の学芸員が中心となって、県民団体等の参画・協力で実施する普及講座、講演会等を拡大する。

(留意点)

県民団体等の主体的な参画・協力が得られるよう、その意欲、能力、見識等をよく把握しておく必要がある。

③ 県民主催講座等への参画

①の学芸員が中心となって、県民団体等が県博で開催する学術文化に関する展示会、講演会、講座等に対し、積極的に参画・協力する。

(留意点)

ア 県民団体等に、実施主体として責任を持って適切な内容の事業を実施する意欲、能力、見識等があることを確認しておく必要がある。

イ 県博の企画展示室は、県博主催の企画展等で頻繁に使用しているため、県民団体等が主催する展示会等には利用して貰い難いのが実情。

④集客イベントの開催

県民団体等と連携して、従来の教育普及活動の枠内には収まり切れないコンサートなど、学術文化に関する集客力のあるイベントを、県博で積極的に開催する。

(留意点)

- ア 県博の新たな魅力を創出し、新たな利用者を発掘する契機とするとともに、一時的にでも大きな集客効果を発揮することにより、地域活性化にも貢献する。
- イ 学術文化関係者のほか、地元事業者やまちづくり関係者等の積極的な参画・協力・連携を得て、効果的に運営する必要がある。
- ウ 県博の場合、まず②や③の方策を積極的に推進して、教育普及活動を充実させることが先決である。それを通じて培われた人脈、ノウハウ等を活用してこそ、効果的なイベントを企画し、地に足を着けて効率的に運営していくことが可能となる。

⑤まちづくりとの連携

地元関係者等と連携して、周辺の地域環境の整備やまちづくりに積極的に関与・協力する。

(留意点)

- ア 周辺の環境や街並を整えるとともに、地元の事業者等と連携して来館者サービスを充実させることにより、県博の利用を促進しつつ、地域活性化にも貢献する。
- イ 地元事業者やまちづくり関係者等の積極的な参画・協力・連携を得ることが不可欠。

⑥実行委員会方式による企画展開催

企業、団体等と実行委員会を組織し、負担と収益、役割と責任を分担し合って企画展を開催する。

(留意点)

- ア 展示会等に関する県博の企画・運営能力と、民間企業の広報宣伝・営業集客力を結び付けて、県民ニーズに即した魅力的な企画展を効率的に開催する。
- イ 実行委員会は、同種事業の開催実績や財政力、動員力を有するマスコミ系企業等と県博を中心に、学術文化振興のため開催資金を拠出し、あるいは他の形で参画・協力する様々な企業や団体の参画も得て組織する。
- ウ 実行委員会の中で県博は、中心メンバーの一人として応分の負担と責任を担いつつ、その企画展が学術文化の振興に資するものとなるよう、企画や運営の面で主導的な役割を果たす。

⑦展示解説の定期実施

県博の業務に対するボランティアの参画・協力態勢を整え、ボランティアによる展示解説を定期的実施する。

(留意点)

- ア ボランティアにそうした対応を行って貰える態勢が整うまでは、展示解説は県博職員で対応する。
- イ 幼児も含む子ども達さらには障がい者や高齢者にもっと来館して貰えるよう、それぞれの年齢や障がいに応じた展示解説が行える体制を整えていく必要がある。
- ウ 学校授業等における県博の展示や展示解説の利用を促進すべき。

⑧ 幼児・障がい者・高齢者対象講座等の開催

学生・生徒・児童のほか、幼児・障がい者・高齢者を対象にした展示や講座等を実施する。

(留意点)

ア 展示の内容や講座のカリキュラム等について、保育園や学校、福祉関係団体等と相談した上で、対象者のニーズに合った、効果的な企画を実施するようにする必要がある。

イ 幼児も含む子ども達、更には障がい者や高齢者が、それぞれの年齢や障がいに応じて、あるいは親や保護者と一緒楽しめるような展示、あるいは親や祖父母、孫や介護者と一緒に参加し楽しむことができる企画を実施することにも留意すべき。

ウ 保育所や学校、福祉施設等での出張授業、出前講座等も積極的に展開すべき。

⑨ 県民活動への協力強化

県民団体や地元大学、市町村等が実施する様々な学術文化活動については、館外で行われるものに対しても、県博の学芸員による資料提供、指導助言等を積極的に行う。

⑩ 遠隔地出張事業の拡充

県博から離れた地域において、定期的に企画展を出張開催するとともに、移動博物館・美術館や館外講座等を開催する。

⑪ 遠隔地他館事業への支援

県博から離れた地域にある博物館、美術館等が県博の館蔵資料等を活用して実施する事業のうち、一般への訴求力が強く全県的な効果も期待できるものについて、重点的な支援・協力をを行う。

(留意点)

そうした事業を、県博の役割を代行してくれるものにとらえて支援等を行うことにより、普段は中々県博を利用できない人々に、間接的に県博の機能をアピールする。

⑫ 地元大学等との共同研究

地元大学等の研究者と学芸員の共同研究について、調査研究プランに明確に位置付け、予算措置等を行う。

(留意点)

各研究について内容、方法、役割・費用の分担、成果の取扱い等を定めた協定を、相手方と締結しておく必要がある。

⑬ 地元大学等との連携協定

上記の実績等を踏まえ、地元大学等と共同取組に関する包括的な連携協定を締結する。

(留意点)

共同研究以外にも、講演会等の共同開催、県博講座の大学単位認定、県博における学生実習の受入れ、学芸員の大学等への講師派遣など多様な取組を推進するようにする。

⑭県内他館との調整・連携

展示や取組に重複等があり、連携すれば更なる効果が期待できる市町村や民間の博物館、美術館等と協議し、考え方を整理した上で重複解消や共同連携のための具体的な方策を調整・実施する。

(留意点)

- ア 既存の「鳥取県ミュージアム・ネットワーク」の組織を活用し、各館事業の協力・調整、共同取組の推進等の活動を強化していく。
- イ 各館が保管している文化財等を含む貴重な博物館資料について、災害時に被災館の資料の保管預託、緊急修復を行う広域的な救援システムの構築についても検討する。

⑮科学技術、ポップカルチャーへの対応

理工系の科学技術やポップカルチャーに関する企画展、普及講座、講演会等を随時実施する。

(留意点)

- ア これらの分野に対する県民の関心は高いが、次の理由により、県博が日常的に展示や普及活動を行い、そのための資料収集や調査研究まで行っていくのは難しい。
 - ・科学技術は普遍的なもので、自然風土や生物・地質、歴史や民俗と異なり、地域性が乏しいことから、地方色を前面に出した取組を行うのは難しい面がある。
 - ・ポップカルチャーは、発展途上の文化として境界や評価が定まらず、支持層も限られることから、幅広い層に対する教育普及活動や長期継続的な調査研究の対象にはし難い面がある。
- イ これらの分野については、次のようなやり方で県民ニーズに応じていくことは可能。
 - ・科学技術の企画展は、原則として専門組織の指導・監修の下に実施する。そのための体制を整える中で、科学技術に関する講座等も実施する。
 - ・ポップカルチャーについては、美術分野や民俗分野からのアプローチも可能なので、そうした視点から商業主義とは一線を画しつつ、幅広い層に関心を持って貰える切り口の企画展等を開催する。そのための体制を整える中で、普及講座等も実施する。
- ウ ポップカルチャーのうち漫画に関しては、次の点を考慮すると、企画展や普及講座等にとどまらず、更に踏み込んだ対応をすることも考えられるので、それについて引き続き検討することが必要。
 - ・本県が輩出した漫画家の作品には、様々な人々の広範な支持を得て、文化的・社会的に一定の評価を得ているものも少なくない。
 - ・デジタル化の進展に伴い、そうした作品のアナログ原稿等は保存継承が困難化しつつあることから、これを地域の特色ある文化資産として収集保存し、常時展示して人々に見て貰えるようにすることは、非常に有意義。
 - ・国際的に評価の高いそうした作品をそのように取り扱うことは、県博の海外への発信力を高め、海外から来館者を呼び込む契機ともなり得る。

⑯県民ギャラリーとしての利用

県博では、多様なニーズに応えるべく県博主催の企画展を数多く開催しており、今のところ県民ギャラリー的な催しに使える部屋や期間は限られている。これを今以上にそうした催しに使えるようにするためには、次のような対応を行うことも考えられる。ただし、現施設のままでは「→」以下のような問題が生じる。

- ア 企画展の開催回数を減らし、県民ギャラリー的に使える期間を増やす。
 - 多様で良質な展示を求める県民ニーズに十分応えられない。
- イ 企画展示室の一部を県民ギャラリー的な催しの専用スペースとする。
 - 広い空間を使った魅力的な企画展が開催困難となる。

2 多様なニーズに対応した基本業務の展開方策

我が国では、戦後各地に総合博物館が設置され、そこから美術館が独立し、さらに科学館、自然博物館等も設置されるようになって、今日に至っている。そうした流れの中、本県では40年以上前に総合博物館が設置され、その後、美術館の独立が検討されながらも実現することなく、施設の老朽化・狭隘化が進んでいる。

昨今は、ものの豊かさよりもこころの豊かさを求める人が増え、地方における文化政策の重要性が高まって、各地で大型の博物館や美術館の建設が進んでいる。本県でも、県民ニーズの高度・多様化は進んでいるが、県博の現状は、現在の施設では最早そうしたニーズに応えていくのが困難なところまで来ており、博物館の基本業務たる貴重な資料の収集保管、展示、調査研究及び教育普及活動に支障が生じかねない状況となっている。

(1) 施設整備を伴わない方策

以上のような状況に対し、新たな施設の整備や現在の施設の改修を行わなくても実施できる対応策を提示する。

①資料台帳の整備

全ての収蔵資料(作家の周辺資料を含む)に関する情報(保管場所を含む)を記録した台帳の他、必要な資料については公開用の目録も整備する。

(留意点)

- ア 登録した資料の情報は、最終的にはデジタル化し、インターネット経由で検索できるようにする。その際、寄託資料等については、個人情報に関わる面もあるので、不用意に公開しないよう注意する必要がある。
- イ 寄贈等によって一度に大量の資料を入手したときは、計画的かつ迅速に登録が行えるよう、資料整理の体制を強化する必要がある。

②常設展示の計画的更新

県民ニーズを踏まえつつ、常設展示を機動的・計画的に更新する。

(留意点)

- ア マンネリ感を抱かれないう、適切な時間的・空間的サイクルで更新を行い続ける。
- イ 可能な範囲で、時々の県民ニーズ等に応じた魅力的な展示方法(体験型展示、デジタル技術の活用、年少者向け展示、高齢者の「回想」を喚起する展示など)も導入する。
- ウ 幼児も含む子ども達さらには障がい者や高齢者がそれぞれの年齢や障がいに応じて、あるいは親や祖父母、孫や介護者と一緒楽しめるような展示も拡充する。

③新種講座等の実施

これまで実施していなかった、次のような教育普及活動を新たに推進する。

- ア 博物館の利用方法を説明する講座、学芸員の仕事を体験する講座、バックヤードツアー 等
- イ 県内に一定期間滞在して創作活動を行う作家との交流講座、ワークショップ、講演会 等
- ウ 幼児も含む子ども達さらには障がい者や高齢者がそれぞれの年齢や障がいに応じて、あるいは親や祖父母、孫や介護者と一緒に参加できる講座 等

④博物館学の調査研究の強化

県博の運営改善を進めるため、博物館学に関する調査研究を調査研究プランに明確に位置付け、予算措置等を行う。

(2) 施設整備の方策

新たな施設整備等を前提としなければ具体的な対応策が示せないものとして整理された課題は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <p>①展示・保管する資料が、温湿度や光量、空気環境を適切に制御された室内で適切に管理できるようにすること。</p> <p>②主要な資料が常設的に展示でき、大型資料も受け入れることが可能なゆとりある展示空間を確保し、可動壁など最新の設備を備え付けて、体験型など多様な展示方法に対応していくこと。</p> <p>③教育普及活動等のために作品制作室や体験学習室、来館者も利用可能な図書・情報コーナーを整備すること。</p> <p>④資料の収蔵、修復、研究等の業務が効率的に行えるよう、収蔵庫、修復室、研究室等を適切に配置すること。</p> <p>⑤建物・設備の老朽化に対し、早急かつ抜本的に対応すること。</p> <p>⑥搬出入口、通路、エレベーター等も大型化するとともに、館内の主要設備については耐震対策を、搬出入口等には防虫対策を施し、害虫やカビを駆除するため燻蒸庫も整備すること。</p> <p>⑦十分な規模を持った駐車場を確保すること。</p> <p>⑧バリアフリー化を徹底しつつ、その基本動線を極力シンプルで分かりやすいものとする。</p> |
|---|

さらに、1⑩の方策(県民ギャラリーとしての利用)も現状のままで対応には問題があるので、上記の課題に準じて考えていくべきである。こうした課題に対応するため、新たな施設を整備したり、現在の施設を改修したりする方策については、本章の他の部分に掲げる方策と大分趣きを異にするので、章を改め次章で検討することとしたい。

3 戦略的な運営体制の整備方策

人々の文化ニーズが高まる中で、博物館の経営環境が厳しさを増す昨今、博物館が自らの存在意義や社会的役割を明らかにし、地域社会から理解して貰う必要性は益々増大している。それなのに県博では、自らの経営理念や運営目標、事業の方向性等を示し、社会的に必要とされる役割や機能を十分かつ効率的に果たしているかどうか県民に評価して貰うための仕組みが、十分に整えられていないことが明らかとなった。

そこで以下では、県博が自らの「使命」や経営目標、中長期プランを設定し、自己評価や外部評価を行う等、その仕組みを整備する方策を提示することとする。

ただ、その設定や評価は、一度や二度実施しただけで満足されるべきものではない。公立文化施設の整備が「箱物行政」などと批判されるのも、設置者たる地方自治体の政策的な関与が施設の建設段階で終わり、施設を活かすため開館後も積極的に関与し続けていこうという姿勢が見えてこないからである。自治体や住民が一緒になって博物館の運営状況を継続的に把握・評価し、中長期の目標や計画を随時変更し、必要なら博物館の基本的な使命や政策的な位置付けをも適宜見直していくようにしなければ、住

民のための博物館として発展し続けることはできない。

以下では、そうした対応を徹底・継続させるための方策として、地方独立行政法人や指定管理者の制度を活用して民間の経営ノウハウ等を導入し、より戦略的・効率的に経営していくことができないかについても検討してみる。

(1) 方向性を明確化するための個別方策

県博が、目指すべき姿の実現に向けて必要な活動を計画的・効率的に行っていくようにするための方策は、次のとおりである。

①使命の設定

最新のニーズや方向性に即しつつ、県博を運営していく上での重点や方針を分かりやすく示した「使命(目的・理念)」を設定する。

(留意点)

- ア 県民の多様なニーズを踏まえ、関係者と連携・協力して必要な学習機会を提供し、県民の文化的教養を高めることを目的とする社会教育施設にふさわしいものとする。
- イ 歴史、芸術、民俗、自然科学等に関する資料の収集・保管、展示、調査研究及び教育普及活動(以下「基本業務」という。)を行うという博物館の基本的性格に即したものとする。
- ウ 今回明らかとなった課題のうち、今後中長期にわたって対応していく必要があるもの(県民との連携や地域への貢献、変化する県民ニーズへの対応)その他の最新動向を踏まえた中長期的重要課題等に対する県博の取組姿勢を明確にするものとする。

②経営目標の設定

その時々々の使命達成状況を示す中長期的な経営目標(収入額、利用者数等を含むベンチマーク)とその客観的・具体的な評価基準を設定する。

(留意点)

- ア 目標設定は、基本業務から経営、財務や施設管理に至るまで、県博の運営に関する事項全般にわたって網羅的に行う。
- イ 資料収集や調査研究など活動成果が出るまでに期間を要する事項については、そのことを踏まえて適切な目標到達予定時期を設定する。
- ウ 経営目標と評価基準は、県民に分かり易いよう極力具体的なものとし、できれば数値等によるのが好ましいが、過去の実績等から見て実現可能な目標と、客観的に検証が可能な基準を設定するものとする。

③業務プランの作成

次の事項(②により設定された目標を達成するために、各年度又は中長期的に実施する事業・活動の重点や方向性を示す方針や基準、計画等)について定めたプランを作成する。

ア 経営、財務、施設管理など総合的事項

- ・安定性・効率性・健全性を保って県博を運営していくための経営方針や収支計画、来館者見通し、組織体制の整備計画、施設設備の維持修繕計画などについて定める。

イ 地域連携、広報宣伝など戦略的事項

- ・県民連携や地域貢献を推進するための基本方針、連携・協働の対象とする地域の団体、機関、人材等の基準、連携・協働して行う取組の実施計画などについて定める。
- ・戦略的な広報宣伝を行うための基本方針、活用するメディアや手法、対象とする客層、アピールする内容、実施時期、費用対効果などについて定める。
- ・付設するレストランやミュージアムショップの基本的なあり方、運営方針など。

ウ	<p>収集保管</p> <ul style="list-style-type: none"> 限られたスペースで貴重で必要な資料のみを適切に収集保管するための基本方針、積極的収集や寄贈・寄託受入れの基準、搬入・保管時の取扱基準、保存環境の管理基準などについて定める。
エ	<p>展示</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設展示の基本理念、展示変更・更新計画(*)、入場者見通しなどについて定める。 <ul style="list-style-type: none"> *基本理念を踏まえつつ、最新技術の導入、研究成果の反映、資料入替え等により、長期にわたって計画的に常設展示の(部分的・段階的な)変更・更新を行うことで、その陳腐化を防ぎ、魅力・内容の維持向上が図れる。 企画展の基本的な開催方針、各展示会の開催計画(テーマ・趣旨、内容、開催手法(直営、他者監修、実行委員会等)、開催時期、入場者見通し、収支見込み、担当者等を定める。)などについて定める。
オ	<p>調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究の基本方針、実施基準(研究成果を展示や講座に反映し得ること等)、実施計画(テーマ・趣旨、内容・方法、実施期間、所要経費、担当者、共同研究者等を定める。)、実績評価基準(*)などについて定める。 <ul style="list-style-type: none"> *各学芸員等が行った調査研究の結果を、本基準に基づき、外部の有識者等が客観的に評価する仕組みを構築すべき。実施基準による事前審査とその仕組みによる事後評価とが相まって、調査研究の館業務としての重要性が再認識され、有意義で効果的な調査研究が促進される。
カ	<p>教育普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育普及活動の展開方針、実施計画(テーマ・趣旨、内容・方法、開催時期、参加対象(幼児、児童・生徒、教員、高齢者、障がい者等)、参加予定者数、収支見込み、担当者、協力団体(民間団体、研究機関、地域人材等)等を定める。)などについて定める。

④実績評価の実施

県博の事業・活動実績その他運営全般にわたり、毎年、自己評価を行うとともに、その結果等について外部評価を実施する。

(留意点)	
ア	<p>外部評価委員は、専門的な意見が期待できる県内外の学識経験者や博物館関係者のほか、県博を利用し、連携する側の立場で評価して貰える教育関係者、地元経済人や連携団体関係者、経営チェックの専門家などから幅広く選任する。その際には、博物館関係の既存協議会・委員会との統合も検討する必要がある。</p>
イ	<p>評価は、②により設定された目標及び基準を基本に、毎年県民に分かり易く評価結果を示すのに必要な項目に絞り込み、あるいはその時々状況に応じて適宜項目を追加して実施する。その追加項目も、できる限り数値等による具体的・客観的なものとする必要がある。</p>
ウ	<p>イによる評価項目の設定は、毎年、外部評価委員の意見を聞いた上で行うべき。</p>

⑤規程集のデータベース化

博物館活動に関係する法令・条約その他の規程集をデータベース化して、県博の職員が最新の内容を随時確認できるようにする。

⑥倫理規程等の整備

資料収集等を適切に行うための倫理規程やガイドラインを速やかに整備する。

(2) 職員体制を充実するための個別方策

戦略的な運営を支えるため、職員体制について次のような対応を行うものとする。

また、そうした対応の他、戦略的な博物館経営を着実に推進できるような人材登用の在り方や組織体制の見直しについても、引き続き検討する必要がある。

①総務部門の強化

学芸員が基本業務に専念できるよう、現在は学芸員が分担している総務的業務及び教育普及や広報活動に関する事務を総務部門に移管し、総務部門の体制を強化する。

②専門業務の体制強化

今後必要になる（増加する）と予想される次のような専門業務を迅速・的確に処理できる体制を整える。

- | | |
|---|---|
| ア | 自然分野や歴史・民俗分野で今後も増加すると予想される、寄贈等による受入れ資料の整理業務 |
| イ | 作家の周辺資料の整理研究に関する業務 |
| ウ | きめ細かな展示解説を行う業務 |
| エ | 理工系やポップカルチャーに関する企画展や普及講座等の実施に関する業務 |
| オ | 最新の媒体や技術を活用した戦略的な広報活動、効果的な情報発信等に関する業務 |

③他館との交流促進

県内外の他の博物館等と、人事交流を含む包括的な交流協定を順次締結する。

④緊急時対応体制の整備

防火訓練のほか、自然災害や防犯・救急等の訓練も定期的にも実施する。当該訓練の結果、緊急時対応体制に不備が判明した場合には、直ちに是正措置を講じる。

(3) 包括的な対応策

県博が直面している運営体制面の課題については、以上のような方策を包括的に実施することにより、あらかじめ対応することができる。従って、以下のような方策までは実施しないということでも、当面は問題ないと思われる。

しかしながら、博物館はもっと効率的・効果的に運営されるべきだという声は、県民の間でも根強い。以上のような方策が十分に実施されるかどうか、一旦は実施されても効果を持続していけるかどうか不透明な中であっては、それらを確実にする、より抜本的な対応が必要だということも尤もな考えである。

現に、全国の国公立の博物館や美術館の中には、県博のように行政直営ではなく、独立行政法人や指定管理者に運営させ、民間の経営ノウハウ等を導入して効率化を進めている所も少なくない。以下では、こうした仕組みを県博に導入する場合の留意点等について検討しておくものとする。

①地方独立行政法人による運営（資料5参照）

ア 効率化が行き過ぎないようにする。

（地方）独立行政法人の制度は、政策の「企画機能」と「実施機能」を分離し、実施機能について、民間の経営手法を取り入れることにより効率化を推進し、公費負担を抑制するために創設されたものである。しかし博物館や美術館というのは、効率性や採算性といった考え方から、最も縁遠い所にある施設の一つなのである。

学術文化の振興のためには、労力や費用をかけて必要な資料を適切に収集保存し、詳しく調査研究して分かり易い形で展示し、こまめに講座等を開催して教育普及に努めることで、県民の共有財産としていく必要がある。一方で、その対価は、極力低額に抑え、できれば徴収すべきでないとされている(博物館法23条)。こうした理念を徹底すればするほど業務の効率は悪化し、採算性も悪くなる。

現に県博も、管理運営に年間約3億円(常勤職員の人件費を除く。)を費やししながら、入館料、使用料等の収入は14百万円程度しかない。そんな県博を地方独立行政法人化することは、この費用と収益の格差を圧縮する上で有効な方法の一つだと思われる。

しかし県博のように、元々効率化等に馴染まない所が多いが故に行政が行っていた分野に本制度を導入する場合には、効率化や合理化が行き過ぎないように留意する必要がある。単純な効率性評価では測れない取組や、長期・安定的に持続すべき取組が、法人化後も積極的に行われるようにしなければならない。

そのためには、中期目標の設定やそれに基づく実績評価が適切に行われることその他、適切な水準の公費負担は維持すること、法人側の自助努力にインセンティブを付与すること、法人の裁量と責任を拡充すること等が重要であり、それらの点についてよく考えていく必要がある。

イ 独立のメリットが期待できる規模とする。

地方独立行政法人は、国の独立行政法人と比べ小規模なものとなりがちだが、あまり小規模だと、経営者の裁量の余地が小さく、体制移行に伴う効率化効果が限られるので、独立したメリットが発揮されないおそれがある。法人に付与される予算や権限が広がらず、当該移行による経費節減が、設立時における初期投資や設立後の運営経費増に比べ、少な過ぎることになりかねない。

県博だけを運営する地方独立行政法人を考えていては、この問題がクリア出来ない。他機関と統合して組織を大きくした上で独立させることを検討すべきである。この場合、統合の相手方は、県博と類似した機能・目的を有するものでなくてはならない。そうでないと効率化や合理化の余地が少なく、統合する意味がない。

この見地から県博の統合先として考えられるのは、県組織の中では埋蔵文化財センターと公文書館くらいである。前者は、埋蔵文化財に関する調査研究、職員研修、発掘調査、保存指導、整理・公開、記録収集等を行う機関であり、後者は、県の公文書等の収集、整理、保存、閲覧、展示、調査研究等の他、県史の編纂も行っている。両者とも、県博(歴史部門)と業務上の繋がりがあり、類似した機能を有している。

しかし両者の中心業務は、地方独立行政法人が法令上実施し得る範囲に含まれない。これらが試験研究機関にも会議場施設にも博物館等にも該当しない以上、地方独立行政法人に運営させることはできない。そうなると県博と統合できる県組織はなくなるので、次には、県内市町村の組織との統合を検討してみ

たい。その相手として考えられるのは、市町村立の博物館、美術館、歴史民俗資料館等である。

それらの施設を設置している市町村と共同で一つの地方行政独立法人を設立し、これに当該各施設と県博を一括して運営させるのである。多くの市町村の参加が得られれば、相当な規模の組織になる。各施設の業務は基本的に同質で、重複する部分もあることから、効率化等の余地は大きい。それが上手く整理できれば、全体的な負担軽減が図れるし、施設間の連携強化も容易となり、各施設のレベルアップや広域的なサービス展開等も可能となる。

これによって、管理が行き届かず老朽化・陳腐化しているような施設も、機能や活力を回復することができるかもしれない。その中核的役割を担うことは、本県の中心的博物館たる県博の使命であり、県博自身の課題である地域や住民との連携・協働を推進することにも大いに役立つものである。市町村と一緒に、検討を進めていく必要がある。

②指定管理者による運営（資料6参照）

一般的には、指定管理者に運営させると、契約上の指定管理期間は数年間に止まり、その満了後も継続して指定を受けられる保証がないため、経費削減への圧力もあり、次のような問題が生じると言われている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・管理業務に従事する指定管理者の職員の身分(雇用)が不安定で、専門的な知識経験を有する者を長期間継続して確保することが困難。・即効性がない取組は軽視され、長期的な視点を持って計画的・段階的に進めていくべき各種事業や人材育成、基礎投資等が疎かになりがち。 |
|---|

そうした問題は、博物館の基本業務に対して深刻な影響を与える。これらの仕事は、過去の遺産をより良い形で将来へ引き継いでいくという、博物館固有の超長期的・歴史的な使命に直接関わるものとして、専門的かつ持続的な体制で進められるべきであり、即効性優先の経営方針や不安定な雇用環境の下では、成果が上がらない性質のものだからである。

このこともあって、指定管理制度を導入している他県の多くは、博物館の指定管理者に行わせる業務の範囲を、基本業務以外に限定している。ただ、そのようにすると管理体制が二元化されて、迅速・柔軟な対応が困難となり、全体としては効率的に運営できなくなるおそれがある。

そうした懸念を押して、基本業務以外しか指定管理者に任せないこととする以上は、行政側が指定管理者をリードして、博物館の基本的使命の達成に支障が生じないように運営させる必要がある。しかし、そうした対応が行き過ぎると、民間の良さが十分に発揮できなくなり、指定管理制度を導入した意味がなくなる。

県博を指定管理者に運営させる場合には、以上のような問題が生じないように、指定管理者の条件、これに委ねる業務の範囲、行政の関与の仕方等について、よく考えておく必要がある。そうした検討が不十分なまま指定管理制度を導入すると、施設本来の使命が達成できないとか、民間的手法による効率化が進まないといった結果を招くおそれがある。

第5章 施設整備の方策

1 課題対応可能な施設の在り方

前章の2(2)に掲げる課題に現在の施設で対応しようとするれば、収蔵庫や展示室を拡張したり、作品制作室や体験学習室を設置したり、広い駐車場を確保したりといったことが必要となり、大規模な増改築や敷地拡張が必要となる。しかし、現施設は国の史跡指定地内にあり、大規模な増築や敷地拡張はほぼ不可能なことから、県博に現在収まっている機能の全てを現施設内に維持したまま、各課題に対応していくことはできない。

一方で現施設については、老朽化が進んでおり、耐震性も十分ではないが、そうした点は改修や補強を行えば克服でき(資料7参照)、今後も博物館等として使用可能である。建物としても優れており、県内には2つしかないBCS(建築業協会)賞(※1)の受賞建築物の一つで、「県民の建物百選」(※2)にも選定され、長年にわたり、県民に親しまれてきた。また、県庁所在地たる鳥取市の中心部でありながら、緑の多い久松山下の旧鳥取城敷地内という、地域のシンボルにふさわしい好立地にある。こうしたことを勘案すれば、現施設は、今後もしできる限り活用していくべきであろう。

※1) 建築業協会(現在は、日本建設業連合会)が、事業企画の質及び計画・設計、施行、維持管理の優れた建築物であって、我国建築文化の進展と地球環境保全に寄与するものに毎年選定・表彰するもの。平成23年までに国内の832件が(県内では、他に倉吉博物館も)受賞している。

※2) 鳥取県が、本県の建築文化を形成したり新しい文化の創造に寄与するような、本県の代表的建築物100箇所を選定したもの。

従って、新たな施設を整備する場合でも、そこに移転する機能は一部に止め、それ以外は現在の施設に残すようにすべきである。この場合、新施設が現施設の直近に設置されることは想定し難いので、離れていても互いに支障を生じない、独立性の高い機能をまとめて移転させるようにすべきである。

この見地からすれば、県博に現在収容している自然、歴史・民俗、美術の3分野のうち、いずれかを移転させることを基本に考えるのが適切だと思われる。それらの各分野は、別個の施設とされるのが全国的には普通であり、本県でも、将来的にはそのような方向を目指すのが適切だと思われる。しかし、現時点で一気に新たな施設を複数整備するのは困難であり、やはり長期的な視点で考えていくべきであろう。いずれにしても、3分野は、県博の業務体制上も独立性がある(分野毎に担当組織を区分し、常設展示室、収蔵庫、作業室など業務場所も別室)ので、いずれかが移転しても大きな混乱は生じないと思われる。

その他に例えば、狭隘となっている収蔵庫のみを別の場所に建設することも考えられない訳ではなく、現に県博も、館外に廃校舎転用の資料倉庫を保持している。これは温度等が管理できない臨時的な施設で、元々用途に限界があることから余り顕在化していないが、収蔵庫の館外設置には色々と問題がある。資料が必要となる度に一々搬出入しなければならず、それに伴う資料損傷のリスクや労力、時間、費用等が重荷

となるのである。

こうした課題は、博物館での展示など搬出入の機会に限られる業務はともかく、資料の調査研究や収集保存など日常的に収蔵資料を取り扱う必要のある業務には、深刻な影響を及ぼす(前章の2(2)④参照)。国立科学博物館のように、当該業務を行う施設・組織と資料を使って展示・普及活動を行う施設・組織が元々別の場所にある場合は、それ程でもないのかもしれない。しかし、運営組織全体の規模が相対的に小さく、一人の学芸員が両方の業務をこなさなければならない県博では、国立科学博物館のような組織体制を採ることはできないので、より慎重に考える必要がある。

以上により当会としては、自然、歴史・民俗、美術の3分野のいずれか1分野を移転させる場合について、その考え方やメリット、デメリット等を整理しておく。その他にも、当該3分野のうち2分野を移転させる場合など様々なケースが想定できようが、とりあえず、この基本形とも言える3パターンについて検討することで、粗方の論点整理はできると考える。後はこれを応用し、必要なら他のパターン等も含めて、皆さんで議論を深めていただきたい。

2 施設整備の方策

【課題対応】

前章の2(2)に掲げる課題は、自然、歴史・民俗、美術の3分野の全てに共通するものだから、その内の1分野だけのために整備される施設も、原則として当該課題全てをクリアできるものとすべきである。ただ各課題の中には、ある分野にとっては非常に切実かつ重要だが、他の分野にとってはそれ程でもない事項もある。

新たな施設を実際に整備する段階では、様々な制約から1の課題全てをクリアするのが困難になることもあるかもしれない。そんな時でも、1分野だけのための専用施設を整備する以上、当該分野にとって切実・重要な課題は必ず克服できるものとしなければならない。

逆に言えば、この切実・重要な課題が必ず克服できることが、各分野の専用施設を新設するメリットであり、それ以外の課題はクリアし切れぬおそれがあることがデメリットだとも言える。そうしたことを踏まえ、各課題がどの分野にとって重要で、どの分野にとってはそれ程でもないか整理してみた結果が、次の表3である。

これを見て、ある分野にとって「特に重要」でない課題については、当該分野の専用施設を整備する際に対応しなくて良いと考えるのは誤りである。こうした区分は、他の分野と比べた場合の相対的なものであり、より良い博物館づくりのためには、全てが絶対的に重要である。前述のとおり、全課題クリアを目指す必要があることを忘れてはならない。

なお現施設に関しては、どのパターンで使用するとしても、駐車場の増設は喫緊の課題である。前述のとおり史跡指定地内にあることから、現敷地内では対応が難しい面もあろうが、現在の緑地部分を利用するなど埋蔵物に影響を与えない方策も考えられない訳ではなく、それも無理なら近隣に別途整備することも含め、十分な広さの駐

車場を確保する何らかの方策を検討し、現施設の改修等と併行して推進していく必要がある。

[表3] 3分野における課題対応

3分野における課題対応

課題	各分野にとっての重要性		
	自然分野	歴史・民俗分野	美術分野
① 展示・保管資料を適切な環境下で管理	◎ ・現在収蔵している資料を適切に管理していくだけでも、現在の2倍以上の広さの収蔵庫が必要と試算（資料8参照）。	○ ・現在収蔵している資料を適切に管理していくために必要とされる収蔵庫の広さは、現在の2倍程度と試算（資料8参照）。	◎ ・現在収蔵している資料を適切に管理していくだけでも、現在の3倍以上の広さの収蔵庫が必要と試算（資料8参照）。
② 主要資料を常設展示	○ ・現状でも主要資料は展示できているが、常設展示はかなり詰め込んだ印象。	○ ・現状でも主要資料は展示できているが、常設展示はかなり詰め込んだ印象。	◎ ・現状では主要資料を一通り入替え展示するのに20年間かかる。
大型資料を展示	◎ ・現状では大型動物標本などは展示が困難。	○ ・現在のところ、展示が困難なほど大型の資料は余りない。	◎ ・現状では大型の現代美術作品などは展示が困難。
可動壁等を備付け	○ ・それらを活用すべき企画展を、現在は年1回のみ開催。	○ ・それらを活用すべき企画展を、現在は年1回のみ開催。	◎ ・それらを活用すべき企画展を、現在は年3回以上開催。
体験型展示等に対応	◎ ・魅力的な展示とするためには、そうした工夫が不可欠。	◎ ・魅力的な展示とするためには、そうした工夫が不可欠。	○ ・作品の展示が基本。
③ 体験学習室・作品制作室	◎ ・普及講座の内容充実のために必要。	◎ ・普及講座の内容充実のために必要。	◎ ・普及講座の内容充実のために必要。
図書・情報コーナー	○	◎ ・現在の古文書等閲覧室は手狭。	○
④ 収蔵庫等の適切配置	◎ ・現在は、一部資料を廃校舎利用の倉庫に保管。	○	○
⑤ 建物設備の老朽化対応	◎ ・雨漏り等により標本等が深刻な被害を受ける。	◎ ・雨漏り等により古文書類が深刻な被害を受ける。	◎ ・雨漏り等により絵画等が深刻な被害を受ける。
⑥ 搬出入口等の大型化	◎ ・現状では大型動物標本などは搬出入が困難。	○	◎ ・現状では大型の現代美術作品などは搬出入が困難。
防虫対策	○	○	○
燻蒸庫を整備	○	○	◎ ・現状では、随時の借用資料、寄託資料等への機動的な対応に支障。
館内設備の耐震対策	○	○	◎ ・貴重な美術作品が破損するおそれがある。
⑦ 十分な規模の駐車場	◎	◎	◎
⑧ バリアフリーとシンプルな基本動線	◎	◎	◎
対応2の⑩ 県民ギャラリーとしての利用	△ ・自然分野でのニーズは少ない。	△ ・歴史・民俗分野でのニーズは少ない。	◎ ・美術分野のニーズが中心。

(注) ◎：特に重要 ○：重要 △：余り重要でない

【基本的な在り方】

以上のような考え方にに基づき、新たな施設を整備して自然、歴史・民俗、美術の3分野のいずれか1分野を移転する場合、及び現施設を改修して残りの分野のためのものとする場合における、それぞれの施設の在り方について検討する。

(1) 自然分野のための新たな施設を整備

(現在の施設は歴史・民俗分野と美術分野のための施設に改修)

【新施設について】

現施設の立地場所は前述のとおり好立地であるが、自然分野の専用施設を考えた場合には、本県を代表するような自然がある所、主要な幹線鉄道駅の近接地など、より条件の良い場所もあると思われる。そこで、新たな施設をそのような場所に整備し、自然分野をそこに移転することについて検討する。

他県の自然分野の施設には大型のものが多いようだが、一方で最新の施設は、歴史分野と併せても県博の現施設(延床面積 9,699 m²)と同程度である(資料9参照)。地域独自の自然に対する住民の愛着や、新たな魅力創出による地域活性化への期待等を背景に、大型の施設が整備された時期もあったが、最近は必ずしもそうではないと言えようか。

自然分野の新施設の基本的な在り方としては、次の二つの方向が考えられる。

① 多くの人に日常的に利用して貰えるようにすることを第一に考え、周辺に多くの人が暮らし、交通も便利な中心市街地等に設置し、利用者に素晴らしい自然が残されている所を紹介して、人々をそこへと誘導する施設

(留意点)

- ・市街地は相対的に地価が高く、土地の高度利用が進んでいるので、広大な敷地確保は一般に容易でないが、最近では空洞化が進み、公共施設跡地など広い公有空地も生じている。
- ・空洞化が進む中心市街地等に立地し、周辺に集積している多彩な都市施設・機能と連携して、相乗的に集客力を拡大することにより、地域の活性化に貢献できる。
- ・普段から多くの人々が訪れる情報発信力のある場所で本県の素晴らしさを発信することにより、多くの県民に郷土への誇りを育むと同時に、多くの人をその素晴らしい事物がある場所へ誘導することができる。

② 鳥取砂丘や大山など本県を代表するような自然・名勝の近くで、その環境を活かした展示や普及活動を行い、本県の自然の豊かさ・素晴らしさを利用者に体感して貰うための施設

(留意点)

- ・相対的に地価が安く、広い敷地が確保しやすい。
- ・交通の便が悪く、多くの人に利用して貰い難いが、例えば鳥取砂丘や大山の近くであれば、既に観光地として交通条件もある程度整っているため、一定の集客は確保可能。
- ・必然的に観光施設的な色合いが強まり、地元住民より地域外からの観光客の利用が多くなると思われる。周辺地域の活性化に貢献する上では好ましいが、地元に着した展開にも留意が必要。

【現施設について】

自然分野の施設が新設されれば、現施設には、歴史・民俗分野と美術分野が残ることになる。両分野は、人間活動の変遷とその所産を扱うものとして、共に人文系の領域に属し、近世日本画など保存・活用する資料等に重なる部分もあることから、一つの施設で対応することに違和感はない。実際他県では、美術館は近現代美術が中心で、それより古い作品は歴史・民俗分野の施設で取り扱っている所も多い。

しかし現在、歴史分野が池田家文書など資料が豊富な近世史が中心なのに対し、美術分野は郷土出身の前田寛治、辻晋堂など近現代作品も重視していることから、両分野の有機的な調和・連携を図るためには工夫も必要になると思われる。また、現在と比べて歴史分野の比重が相対的に大きくなるので、近隣にある鳥取市歴史博物館との重複(共に藩政期の歴史・文化に関する展示等を実施)も余計に気になるであろう。

いずれにしても現施設に残る分野については、移転で空いたスペースを活用したりして収蔵庫や展示室の拡張等を行い、諸課題へ対応していくことになる。それに限界が生じるというのは、他の場合でもあり得ることだが、この場合には特に懸念される場所である。

最近開設された他県の美術館には、規模的に県博(現施設全体)を大きく上回る施設が多い(資料9参照)。公立美術館には企画展・特別展を中心に事業を展開する所が多く、そのため常設(コレクション)展示以外にも広い空間を必要とするので、施設が大型化しがちなようである。それと併せて歴史・民俗分野が入居するとなると、現施設の手狭感は否めず、両者とも課題に十分対応できなくなるおそれがある。

(2) 歴史・民俗分野のための新たな施設を整備

(現在の施設は自然分野と美術分野のための施設に改修)

【新施設について】

歴史・民俗分野にとって現在の場所は、まさに絶好のロケーションである。鳥取藩主だった池田家から引き継いだ膨大な藩政期の資料を保有し、その研究、展示等を大きな柱としている県博にとって、鳥取藩政の中核であった鳥取城の跡地に立地する意義は極めて大きい。

それでも現在地から移転する場合、鳥取市歴史博物館との機能重複、池田家資料の寄贈趣旨等を勘案して、当該資料の同館等への移管が必要になることもあり得る。そうなれば、近世史を中心とする現在の在り方を抜本的に見直さざるを得ない。古代集落(青谷上寺地遺跡や妻木晩田遺跡)や中世山岳仏教(大山寺や三仏寺)を核とする等、基本的な方向性を一から考え直す必要が生じる。以下では、そうしたことも踏まえつつ、歴史・民俗分野を新たな施設に移転する場合について考えてみる。

他県の歴史・民俗分野の専用施設のうち、県博の現施設を大きく超えるような規模のものは、全国的なアピール力を有する歴史遺産等がある地域のものに限ら

れる。県博と同程度か、それより小型の施設が多い。(資料9参照)

歴史・民俗分野の施設を新設する場合、次の二つの在り方が考えられる。

① 多くの人々が利用しやすく、歴史的な旧跡等が今も残る市街地に設置し、本県の歴史や生活文化を象徴する事物や場所を紹介し、人々を現地へ誘うとともに、周辺環境と連動して来館者に本県の歴史等を体感して貰う施設

(留意点)

- ・古代や中世が中心の施設とする場合は、全県のシンボリックな古代集落遺跡や中世山岳寺院がない市街地への設置は困難 →離れた所にある遺跡等を紹介して、人々をそこへと誘導することに力を置くべき。
- ・その他は、(1) ①と同様。

② 本県を代表する遺跡・遺構に近接して設置し、それらと連動する形で展示や普及活動を行い、本県の歴史や独特な生活文化を利用者に体感して貰うための施設

(留意点)

- ・古代や中世が中心の施設とする場合は、古代集落遺跡や中世山岳寺院の近くに設置することも考えられる。→既に展示施設等が設置されている所もあるので調整等が必要。
- ・市街地より敷地が確保しやすい点や、交通が不便で集客性に難がある点は、(1) ②と同様だが、遺跡等に近いだけでは集客が見込めない。→独自の目玉展示や施設の大型化等による集客魅力の極大化が必要。

【現施設について】

歴史・民俗分野を新施設に移転した場合、現施設には自然分野と美術分野が残される。大いなる自然と、それに抱かれて暮らす人間が生み出す美術との間に全く関係がない訳はないが、自然と人間の歴史や生活、人間の歴史や生活と美術との関係に比べれば、顕著なものではない。このため、自然分野と美術分野の複合施設は、全国でも殆ど見受けられない。

そうした希少性が、逆に当該施設の個性となる可能性もある。自然素材を使ったランドアートや豊かな自然の中でのインスタレーションなどを積極的に取り扱うことにより、独自の魅力が発信できるようになるかもしれない。県博でも、これまで両分野を一つの施設で運営する中で、そうした両分野の融合的な取組も行ってきた。

ただ、それは歴史・民俗分野が間にあったので上手く機能していた面がある。自然と民俗の連携事業や美術と歴史の共同取組があって、自然と美術の一体的な活動が始まっている。歴史・民俗分野抜きで、自然分野と美術分野を有機的に連携させ、施設を一体的に運営していくというのは、容易なことではないのかもしれない。

また、自然分野と美術分野による現施設の利用に関しては、歴史・民俗分野と美術分野が共用する場合と同様の問題がある。諸課題に対応するためには、美術分野だけでもかなり広いスペースを必要とするので、自然分野と美術分野が現施設を共用すると、手狭で十分な対応ができなくなるおそれがある。

(3) 美術分野のための新たな施設を整備

(現在の施設は自然分野と歴史・民俗分野のための施設に改修)

【新施設について】

市街地でありながら緑豊かで閑静な環境にある現施設は、美術鑑賞の場としても中々の好立地であるが、県内には他にも美術館が立地するのにふさわしい場所はあると思われるので、美術分野を他に移転することについて検討する。

この場合、先述のとおり公立美術館は、在り方によっては広い空間が必要になるので、一般的に施設規模が他の分野の標準的な施設より大きなものになることがある点には留意が必要である。

新設される美術館については、他の分野の施設と同様、次の二通りの在り方が考えられる。

- ① 多くの人が訪れ易い中心市街地等に設置して、本県ゆかりの作家の作品や、全国的・世界的な美術の名品に、県民が日常的に親しめるようにする施設（美術を余り特別なものと考えず、日常の一部として楽しめるようにすべきとの考えからか、最近設置される美術館には、このタイプが多い。）

(留意点) (1) ①と同様

- ② 市街地の喧噪とは一線を画した、美しく閑静な環境の下で、本県ゆかりの作品や全国的・世界的な名品をじっくりと鑑賞してもらうことも重視した施設（以前本県で計画されていた美術館もこのタイプ）

(留意点)

・閑静な環境が保たれ、交通アクセスもある程度良好な郊外等に設置されることが多い。一街中より用地は確保し易いが、集客性は落ちるので、(2) ②と同様に何らかの対策が必要。

【現施設について】

新施設に美術分野を移転すると、現施設に残るのは自然分野と歴史・民俗分野である。本県の独特な自然風土と、その中で暮らしてきた人々の歴史は当然密接に関わっており、一館で両分野を取り扱う例は全国的にも多い。三重県総合博物館では、常設展示室を一つにまとめ両分野を融合した展示を行っている。

自然分野と歴史・民俗分野が現施設を利用する場合は、他の場合より、残留分野も諸課題に対応するのに必要なスペースを確保できる可能性が大きい。他県施設の例によれば(資料9参照)、そうした諸課題をクリアしていると思われる最新の自然分野と歴史分野の複合施設でも、県博の現施設よりやや広い程度の規模だからである。そんな両分野が共用するのであれば、現施設の空間利用は、他の場合よりも余裕を持ったものになると考えられる。

第6章 今後の進め方

当会では、第1章で述べたような趣旨及び経緯により、県博の在り方について抜本的な見直し検討を行い、県博の現状を分析して、それが抱えている様々な課題を整理し、それを解決するための方策を、ソフト・ハード両面にわたって検討してきた。その結果は、前章までに記載したとおりであり、今後、県博の設置者たる鳥取県(教育委員会)におかれては、これを踏まえて対応を進めていただきたいと考えるが、その際には、特に次の点に留意されるよう要望しておく。

1 県民との対話と連携を図ること

人々の学術文化に対するニーズが高度・多様化する一方、その受け皿の一つである博物館の経営環境は厳しさを増している。こうした中で県博としては、県民に自らの事業目的や社会的役割を明示し、地域社会にその意義が理解されるよう行動して、県民と協働・連携し、地域振興に貢献するような在り方を追求していく必要がある。

当会が提案した諸方策の推進に当たっても、県民を幅広く巻き込んで論議を重ね、県民にどんな役割を期待し、どのように参加・連携して貰うのか等を明らかにして、実際に県博と協働し県博の活動を支援する県民グループを地域に形成するようにすべきである。

このことは、ソフト方策はもちろん、多額の投資を必要とする新たな施設の整備などハード方策においても重要であり、県民と対話しながら色々な方策を検討され、県民的なコンセンサスを心得て事業計画を固めていくようにしていただきたい。当会の提示した選択肢が、そうした議論のたたき台等として活用されれば幸いである。

2 可能な方策は、速やかに実施すること

今回当会が提案した方策には、ハード方策を始めとして、より具体的な検討や必要な手順等を経た上でなければ実施できないものも多いが、その気になれば直ぐにでも実施可能な施策もある。県博を取り巻く厳しい状況を勘案すれば、そうしたものについては速やかに実施されるべきである。

そうした対応の積み重ねにより県民のための博物館としての在り方が明確になっていけば、新たな施設でそれが更に発展することへの期待も高まり、新施設の整備等もより円滑に推進できるようになると思われる。できる限り迅速に対応されるよう要望するものである。

■資料 1 鳥取県立博物館現状・課題検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県立博物館現状・課題検討委員会（以下「検討委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 検討委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号。以下「条例」という。）第2条第3項及び第4項の規定に基づく告示（平成26年鳥取県教育委員会告示第20号）で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）の現状やこれまでの取組みの点検・検証に関する事項
- (2) 今後の博物館に望まれる機能や活動の方向に関する事項
- (3) 第1号及び前号に掲げる事項を踏まえて整理された課題への対応策に関する事項

(組織)

第3条 検討委員会の委員（以下単に「委員」という。）は12人以内とし、別表に掲げる者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成26年6月27日から平成27年3月31日までとする。

(会長)

第5条 検討委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、博物館長が招集し、会長が議長となる。

2 検討委員会の議事は、条例第5条第2項に定めるところにより決するほか、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月7日から施行し、平成27年3月31日限り廃止する。

別表（第3条関係）

氏 名	役 職 等
林田 英樹	元文化庁長官、元国立科学博物館長、元国立新美術館長
半田 昌之	日本博物館協会専務理事、たばこと塩の博物館学芸部長
藪本 美孝	北九州市立自然史・歴史博物館自然史担当係長
小泉 凡	島根県立大学短期大学部教授
水沢 勉	神奈川県立近代美術館館長、元県立博物館美術品収集評価委員
衣笠 幸雄	(株)TBSサービス社長、元TBS常務取締役
松本 一夫	鳥取県公民館連合会理事、境港市渡公民館長
横山 薫	鳥取県PTA協議会ブロック理事
北村 順子	鳥取市立宝木小学校校長
竹上 順子	米子商工会議所女性会理事、(株)インタープロス代表取締役
藤井 美紗子	鳥取県観光連盟理事、鳥取県旅館組合おかみの会会長
本城 美佐子	鳥取県文化団体連合会、鳥取県演劇連盟会長

■資料2 第1～6回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について

第1回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について

1 日時

平成26年8月7日（木）午後1時15分から午後3時40分まで

館内視察：午後1時15分から午後2時30分まで

会議：午後2時35分から午後3時40分まで（傍聴者との意見交換を含む。）

2 場所 鳥取県立博物館 会議室

3 出席者 9名出席（定員：12名）

4 会議概要

○これまでの経緯及び今後の進め方について説明

（説明の留意点）

- ・従来の経緯もあり特定地域への美術館建設を要望する向きもあるが、何を建設すべきか決めてはいない。現在地での3分野（自然、人文、美術）存続は困難だとしても、自然科学館や歴史民族館を独立させる方が良いかもしれない。博物館に求められる方向性や県民のニーズを踏まえ、どうするのが良いか、白紙で一から検討してほしい。
- ・本委員会では、博物館の抱える課題への対応策を整理して、メリット、デメリットや所要費用を明らかにした選択肢を幾つか提示していただきたい。本委員会でそれを一つに絞り込むようなことは難しいと思う。

○現状の分析・点検の方法について説明

（主な意見）

- ・文科省の委託により日本博物館協会が作成した博物館自己点検システムは、「対話と連携」による博物館づくりに極めて有効だと思うので、是非活用してほしい。
- ・収蔵品は今後も増え続けると思うが、受入れ上限等についてガイドライン、ルール等はあるか。
⇒受入れ時に学術的に価値あるもの等に絞り込んでいる。そのように価値ある物を保管し続け、次代に引き継いでいくのが博物館の使命であり、収蔵品が増え続けるのは永遠の課題なので、収蔵庫を増設する余地等も考えておく必要がある。
- ・資料の収集保管とその調査研究は密接に関連するので、両機能を担う場所は近接している方が良い。その辺は、評価項目に入っているか。
⇒原案にはないので、追加したい。
- ・今まで観光客に博物館を紹介することになかったが、貴重な資料が所蔵されているので、それらが全て展示できるような広い博物館が中部にできれば、皆さんを案内したい。観光拠点になると思う。

第2回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について

1 日 時 平成26年9月11日（木）午後1時30分から午後4時35分まで

2 場 所 鳥取県立博物館 会議室

3 出席者 10名出席（定員：12名）

4 会議概要

(1) 審議事項

- 博物館実施の自己点検結果の報告
- 各委員の点検結果に基づく質疑・意見交換
- 委員会としての点検結果のとりまとめ

(2) 主な意見

ア 点検結果について

○点検項目A02（館の使命）

- ・現在のミッションは具体性に欠ける。博物館の存在意義が分かる内容にすべきである。

→自己評価『○』を委員会として『×』に変更

〔 現在のミッション：鳥取の自然、歴史、民俗、美術等について、展示、講演、体験活動などにより、県民が楽しく学び、感動を覚えるような「魅力ある県立博物館」づくりを推進します。 〕

○点検項目A10（外部評価の実施）

- ・総論としての評価ではなく、館として評価すべき項目を設定しチェックすべきである。

→自己評価『○』を委員会として『×』に変更

○点検項目C04（観覧者数の目標）

- ・常設展示にまで目標を設ける必要はないのではないか。
- ・常設展示は、館の基本的活動（収集、研究）の成果を表すものであり、目標を設けるべきである。

→自己評価『×』を委員会としても採択

○点検項目B追2（学生等の利用促進）

- ・児童・生徒や引率者等の入館料無料措置は、利用の促進に直接的につながらない。

→自己評価『○』を委員会として『×』に変更

イ 項目の追加について

委員から独自項目の追加について提案があり、次のとおり項目を追加することとした。

- ・資料の収集、整理を行うアーキビストの配置
- ・作家の資料を収集、整理するアーカイヴ機能の充実
- ・新たな分野のニーズへの対応（理工系科学技術、ポップカルチャー等）

第3回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について

1 日 時 平成26年10月27日（月）午後2時から午後3時15分まで

2 場 所 鳥取県立倉吉未来中心 セミナールーム1

3 出席者 9名出席（定員：12名）

4 会議概要

（1）審議事項

○現状点検結果に基づく課題整理について

前回（第2回）委員会でもりとめられた現状の分析・点検結果において、課題とされた内容を整理。

（2）現状点検結果に基づく課題整理についての主な意見

○「県民との連携・地域とへの貢献」について

①「県民との連携・地域への貢献」が一番大切なところで、その手段として、「戦略的な運営体制の整備」がある。従って「戦略的な運営体制の整備」は後ろに持っていくべき。

②次のような考え方を強調しておくべき。

・地域の発展に貢献するためには、地域に限らず、国そして世界に向けて発信していくという大きなフレームの中で、県博の位置や在り方を考えていくが必要になる。その上で、県民と県、地域の活性化との関係を考えるべきである。

・人と物、人と人、過去と未来、地域の内と外などをつなぐ結末点として、博物館は機能すべきである。

・この先、修繕であれ新設であれ多額の財政投資が必要となる中で、県民の理解を得て、県民の役に立ち県民の宝物と言える博物館にならなくてはならない。

→いただいた御意見を踏まえて修正する。

○「多様なニーズに対応した基本業務の展開」について

①従前のバリアフリーは、車椅子の動線確保が優先であったが、これからのバリアフリーは、目、耳の不自由な方や日本語の分からない外国人の方への対応、健常者も五感を使って感じることのできる作品展示など幅広い意味で考えていくことが必要である。

②従来型の美術館であっても、幅広い分野にわたり、多様な芸術文化活動ができるようにしていくべきである。

→今後、対策を考えていく段階で、意見を反映したい。

第4回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について

1 日 時 平成26年12月19日（金）午後1時30分から午後3時45分まで

2 場 所 米子コンベンションセンター 第6会議室

3 出席者 9名出席（定員：12名）

4 会議概要

（1）審議事項

○先進施設（三重県総合博物館等12館）視察の報告について

○鳥取県立博物館が抱える課題の整理について

○鳥取県立博物館が抱える課題への対応について

（2）主な意見

○先進施設視察の報告について

- ・新しい施設を作ることについて、県民目線で何が求められているかを把握することが大切である。
- ・館としての明確なポリシーを掲げ、コスト意識を持った運営を行うことが重要である。
- ・常設展示では、何度も展示を替える等によりリピーターを引きつける工夫をしていたり、地域の人による支援グループがあり地域に根付いた館の運営を行っていたり、参考になった。

○鳥取県立博物館が抱える課題の整理について

- ・前回（第3回）委員会での意見を反映させた修正案について、概ね了解をいただいた。

○鳥取県立博物館が抱える課題への対応について

- ・「3 戦略的な運営体制の整備方策」について、館のマネジメント（運営・経営）や館長の役割の重要性の部分が少し弱いように思うので、内容を充実させて前文に明記してはどうか。
- ・キーワードの1つとして『子ども』があると思う。子どもの興味をどう取り込むかがとても大切で、学校との連携にもつながる。
- ・米子や境港の西部の人からすると鳥取は遠く感じるので、例えば学校の行事で博物館の見学を入れる等の働きかけが必要ではないかと感じた。
→いただいた御意見を踏まえて修正する。
- ・県立博物館は何を考え、どのように発信し行動するのかという、企業で言えば、経営方針や中期計画が、具体的な形で示すことが必要。
→現段階で最終的なものを示すのは困難（後は、基本計画等で対応）。
- ・市町村の博物館等との連携・統合は、今後の県立博物館のあるべき姿として注目している。
- ・現在の県立博物館が多くの県民にとって身近なものと言えないのは、これらの課題が解決されてきてないのが原因ではないか。
- ・大学と博物館との連携で、学芸員が授業をする事例もあり、地元大学等との連携や県民連携講座等の拡大は大切。

第5回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について

1 日 時 平成27年2月2日(月)午後1時30分から午後3時35分まで

2 場 所 鳥取県立博物館 2階 会議室

3 出席者 7名出席(定員:12名)

4 会議概要

(1) 審議事項

○鳥取県立博物館が抱える課題への対応等について

○新たな施設整備の方策について

(2) 概要及び主な意見等

○鳥取県立博物館が抱える課題への対応等について

- ・「鳥取県立博物館が抱える課題の整理(案)」及び「鳥取県立博物館が抱える課題への対応(案)」(以下、「課題対応案」という。)について、前回からの修正箇所を説明し、了解をいただき、委員会としての案が確認された。

○新たな施設整備の方策について

- ・「課題対応案」の「3分野における課題対応」の表の「収蔵庫の必要な広さ」について、現在保管している資料についてのものか、将来増える分も見込んでのものなのか分かるように記載すべき。
 - 現在の資料についてのものであり、県博の収蔵資料等の状況に係る資料を追加提出して説明。記載も修正する。
- ・「課題対応案」の「3分野における課題対応」の表の「老朽化対応」について、自然分野の資料も植物標本などは雨漏り等により深刻な被害を受けるので「◎」にすべき。
 - 「◎」に修正する。
- ・「滋賀県立琵琶湖博物館」は、陸上アクセスは悪いが、観光船等もあり、入館者数は多い。これは琵琶湖観光の一環になっているため、来館者を増やすという点で観光地への立地は有意義。
- ・歴史・民俗分野を移転するのは、メリットがなく、デメリットが大きいと思う。また、自然分野が移転する場合、市街地へ移転するのはあまり意味がないと思う。
- ・新施設は災害時の文化財等保全・修復の全県的な拠点として機能すべきであり、その点も言及すべき。
- ・フィールドミュージアムという、その土地の歴史・風土・文化そのものを博物館資料に見立て、それらの在る地域全体を博物館に見立てる住民主体型活動も広がりつつある。ミュージアムパーク茨城県自然博物館なども、野外施設をうまく活用している。
- ・資料3は、1分野を出して2分野を残す選択肢だが、2分野を出して1分野を残す選択肢を入れてはどうか。
 - 選択肢が多すぎると混乱するので、基本パターンとして、1分野が出て2分野を残す選択肢3つとした。2分野を出して1分野を残す選択肢は、基本パターンを逆にして考えて貰えればと思う。
- ・現施設の立地の良さ、利点を強調し、現施設は活用していくべき。
- ・現施設の修繕では、駐車場を増やす等出来ないこともあるのではないかと。
 - 緑地の一部を駐車スペースに転用することが出来るかもしれない。十分ではないかもしれないが可能な範囲で対策を検討していく。

第6回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の概要について

1 日 時 平成27年3月23日（月）午後1時30分から午後2時30分まで

2 場 所 鳥取県立博物館 2階 会議室

3 出席者 8名出席（定員：12名）

4 会議概要

（1）審議事項

- ・鳥取県立博物館現状・課題検討結果報告書（案）について

（2）概要及び主な意見等

- ・鳥取県立博物館の今後の施設整備のあり方に関するアンケート結果については、あくまで参考に止め、報告書には盛り込まない。
- ・劣化状況調査の結果については、改修したことが無駄にならないように一番最良の方法をとるべきである。
- ・前回の美術館構想のときには、県民の支持や内容検討が不十分として、凍結された経緯があることから、県民の意見をよく聞き、本報告書を県民の議論を深めるたたき台としてほしい。
- ・とりまとめた報告書を4月上旬に林田会長から山本教育長に委員会の提言として手渡すこととする。

■資料3 博物館自己点検システムについて

[博物館評価、自己点検システムについて]

- ・平成 21 年に文部科学省が日本博物館協会に委託した「博物館評価制度等の構築に関する調査研究」に基づいて、博物館の活動に対して 8 分野 110 項目にわたる評価基準（ベンチマーク）が設定された。
- ・この調査は登録博物館、博物館相当施設、その他の主要博物館 1,498 館に対して行ったアンケートへの回答(1,044 館、回答率 69.7%)に基づいており、総合博物館、自然博物館、歴史博物館、美術館といった多様な館種、大規模館から小規模館までさまざまな規模の博物館を網羅している。
- ・これらの評価基準に基づいて、博物館の職員が主体となった評価（内部評価）と外部者による評価（外部評価）を行い、それらの評価の集計・分析を通じて、博物館の今後の方向について検証する作業が必要とされる。

[いかに自己評価を進めるか]

- ・この調査の結果が掲出された文部科学省のホームページから入ることが可能な「自己点検システム WEB 版」を用いて自館の現状についてチェックすることができる。チェックの結果はレーダーチャートとして示され、自館の特徴や課題が明らかとなる。またこの結果を他の博物館全体、あるいは類似した館と比較対照することも可能である。

[評価の方法]

- ・それぞれの項目について、自館への適否を分析し、「あてはまる」場合、チェックする。
- ・自館を比較対照する相手として、博物館全体のほか、館種別、設置者別、規模別に自館に相当する施設を指定する。
- ・チェックの結果に基づいて、上記の 4 つの比較対照別にレーダーチャートが示される。その際には比較対照別に平均値、偏差値も示され、それぞれに比較することが可能となっている。

[評価にあたっての留意点]

- ・レーダーチャートにおけるチャートの形、平均的チャートとの比較によって、それぞれの館の特性、どのような分野に力を入れているかが明らかとなる。
- ・博物館は多様であるから、チャートがへこんでいること、平均値を下回ることが必ずしも館の欠点を示すものではない。しかしそのような分野に館の弱点や課題が隠れている可能性は大きく、この点を念頭に職員が自館のあり方を見直し、認識の共有をはかる「自己点検」のプロセスが重要である。
- ・チャートを確認することで、自己点検が終わるのではない。このシステムはあくまでも「支援ツール」であり、チャートをもとに自館の課題、解決すべき問題の優先順位や方策を考え、時に外部も交えて、館全体として自己点検の作業を進めることが必要である。

■資料4 博物館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成23年12月20日 文部科学省告示第165号)

(趣旨)

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(博物館の設置等)

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

(基本的運営方針及び事業計画)

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(運営の状況に関する点検及び評価等)

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

（資料の収集、保管、展示等）

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

- 2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

- 3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

- 4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

- 5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

- 6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

（展示方法等）

第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

- 2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。

二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。

三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(調査研究)

第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。
- 二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。
- 三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

(情報の提供等)

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
 - 二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
- 2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供)

第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

- 2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力を努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(開館日等)

第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修)

第十四条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備)

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

- 一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備
- 二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備
- 三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等)

第十六条 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

- 2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。



■資料5 地方独立行政法人について

ア 制度概要

国の独立行政法人制度に倣って平成15年に制定された地方独立行政法人法に基づき、「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」を「効率的かつ効果的に行わせることを目的として」地方自治体が設立するのが地方独立行政法人(以下「地方独法」という。)である。

地方独法が実施できる業務の範囲は法定されており、試験研究機関、大学や高等専門学校、病院等の公営企業、社会福祉事業のほか、政令で定める公共的施設の設置管理も行うことができる。平成25年に当該政令が改正され、「博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館」が追加されたことにより、それらの施設を運営するものも設立可能になった。

地方独法を設置する地方自治体は、まず、当該法人に行わせる業務について中期的に達成すべき目標を提示する。そして、当該目標を達成するための期間が経過したときは勿論、各年度においても、その達成状況及び事業実績について、外部有識者から成る評価委員会等に評価され、それに基づいて所要の見直しを行っていく仕組みとなっている。

地方独法の役職員は、原則として公務員ではないが、「その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす」場合、「又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要がある」場合には、役職員を地方公務員とするもの(特定地方独立行政法人)も設立可能である。

イ 全国の様況

地方独法は、全国的には多数設立されているが、その多くは、公立大学や公立病院を運営するものであり、試験研究機関を運営するものも幾つかある。本県でも、鳥取環境大学と鳥取県産業技術センターが地方独法によって運営されている。

しかし、現在では国立の博物館、美術館等は全て独立行政法人が運営しているにもかかわらず、博物館等を運営する地方独法は、今のところ皆無である。ただ、博物館等を地方独法に運営させることを検討している自治体は幾つかあり、大阪府と大阪市は、府立施設3館と市立施設6館を一体的に管理運営する地方独法を共同で設立すべく準備を進めている。

ウ 期待される効果

平成22年に文化庁は、外部有識者による検討会を設置し、独立行政法人に運営されている国立の博物館、美術館等について、現状と課題を整理し、今後の在り方を検討している。その取りまとめ結果によれば、当該国立施設においては、独立行政法人制度の導入により次のような改善効果があったとされている。同様の効果は、県博を地方独法が運営する場合にも期待することができよう。

- ・経営者の裁量と責任による自立的運営の中で、基本的な業務運営に必要な経費として支弁される運営交付金(*)の柔軟な執行が可能になった。
 - *国からの交付金だが、当館を地方独法に運営させる場合には、それに相当するものが県から交付されることになると思われる。
- ・第三者からの評価が入るようになった結果、経営の視点が明確になり、利用者目線の取組や利用者サービスの向上、組織の活性化など多くの改善に繋がった。
- ・国内外の博物館、美術館等に対するナショナルセンターとしての意識(*)が向上した。
 - *県博の場合は「県内外の博物館、美術館等に対する本県の中核施設としての意識」とでも言うことになろう。
- ・財務諸表を通じて財政状況が公開され、説明責任が法的に位置付けられた。

- ・法人として中期計画を作成するようになり、法人が進むべき明確な方向性を全職員が共有するようになった。
- ・業務の効率化、経費削減等に一定の効果があつた(*)。
 - * 自立的・機動的な運営による予算の弾力的運用、外部資金の導入促進、組織・人事面における柔軟対応等の成果であろう。

エ 予想される問題点

【独立行政法人と共通の問題点】

上記検討会の取りまとめ結果では、どちらかと言えば定型的な業務を効率的・効果的に行わせること等に主眼を置いた独立行政法人制度を一律に適用したことにより、次のような問題が生じ、各法人は厳しい運営を強いられていると指摘している。同様の事態は、当館を地方独法に運営させる場合にも、想定され得るものである。

- ・中期目標の期間が終了する度に、業務継続の必要性自体を問われ、サービスの在り方や水準の向上について、十分かつ適切に評価されない。
- ・事業の短期的な効率化に追われ、我が国の文化の継承と発展という長期的な視点が疎かにされている。
 - ←毎年度の画一的な一律経費削減により、資料の収集保管、展示企画、調査研究、専門人材の確保・育成等の長期継続的な遂行が困難化している。
- ・評価の事務量が膨大で、評価する側、される側に「評価疲れ」が生じている。また、数値評価が主体で、企画の内容・意義については評価基準がないため、一律横並びの評価となっている。
 - 高水準のサービスを提供しても評価されない。評価結果が業務改善に活かされない。
- ・行き過ぎた効率化により、各施設の使命達成自体が危うくなっている。
 - ←事業や運営の比重が、施設の使命に基づいたものから、評価を得やすい効率的で収益増に直結するものへと移りつつある。

【地方独法に固有の問題点】

県博(常勤職員26名)を運営する地方独法の組織規模は、普通に考えれば、国立の博物館、美術館等を運営する独立行政法人の中で最小の国立美術館と比べても、かなり小さなものになると思われる(表1参照)。この点について明確な基準はなく、先に地方独法化された鳥取県産業技術センターの常勤職員は、現在も50名に止まっている。それが最小限という訳ではないが、同センターに比べ採算性が低い県博のような施設では、より以上にスケールメリットを働かせる余地(組織規模)が必要だと考えられる。

従って、少なくとも鳥取県産業技術センター程度の組織規模は必要であり、それ以下では、経営者の裁量の余地も小さく、体制移行に伴う効率化効果が限られるので、独立したメリットが発揮されないおそれが大きいと考えておくべきであろう。法人に付与される予算や権限が広がらず、弾力的・機動的な対応など殆ど行えないまま、独立して県との関係が以前より硬直化しただけで終わるかもしれない。当該移行による経費節減が、設立時における初期投資(*1)や設立後の運営経費増(*2)に比べ、少な過ぎるというような事態もあり得る。

- *1 設立準備等に要する経費。鳥取県産業技術センターの場合、表2のとおりである。
- *2 財務会計、人事・給与や労務管理、評価や監査、法務対応等を独立して行うため、経常経費も増加すると思われる。

〈表1〉 (地方)独法の運営する他施設と県博の比較

	国立美術館 (5館)	鳥取県立博物館	鳥取県産業技術センター
常勤職員数	103人	26人	50人
年間支出額(A)	4,144,000千円 〔H24年度経常費用 人件費除く〕	316,920千円 〔H25年度決算額 常勤職員人件費除く〕	534,069千円 〔H24年度決算額 人件費除く〕
自己収入額(B)	1,201,000千円 (H24年度経常費用)	13,062千円 (H25年度決算額)	81,267千円 (H24年度決算額)
採算性(B/A)	29.0%	4.1%	15.2%

〈表2〉 鳥取県産業技術センターの地方独法化準備経費

項目	費用 [千円]	内容
1 独法会計電算処理システム整備	21,945	地方独法の会計基準に基づく財務会計等の電算処理システムの開発・整備委託
2 財務会計等移行に係る指導業務	1,500	企業会計(独立会計基準)移行に伴う財務会計処理フロー整備等の指導業務委託
3 不動産鑑定評価	2,766	センターの土地、建物の鑑定評価委託
4 建物表示登記	674	地方独法への出資財産となる建物の表示登記委託
5 労働安全衛生管理に係る調査指導	1,898	民間事業所と同様に法人自らの責任で労働安全衛生環境を整備するため、専門機関(労働安全衛生コンサルタント)に診断・指導を委託
6 看板書換	1,033	表札・看板の書換委託
7 不要備品の処分	1,542	使用不可若しくは使用見込みのない老朽備品、薬品の処分委託
合計	31,358	

■資料6 指定管理者制度について

ア 制度概要

「公の施設」の管理運営を指定管理者に包括的に行わせる仕組みは、「官から民へ」の行政改革の一環として、平成15年の地方自治法改正により導入された制度である。それ以前にも、公の施設の管理を包括的に外部に委託することは広く行われていたが、受託できるのが公共的団体(大抵は地方自治体の外郭団体)に限られ、委託できる業務の範囲にも限界があって、効率的な運営がなされない状況も見られた。この状況を、民間参入を促進することで改善しようとしたのである。

従って本制度では、公募による選定手続きを経て、議会の承認を得た上で、民間企業等も指定管理者となることができるが、運営可能な団体が限られ、公募によることが適当でない施設については、特定の外郭団体等を指名して指定管理者とする余地も残されている。ただ、いずれの場合でも、契約により指定管理期間は数年間に限定され、それが満了する都度、改めて前述の選定手続きを一から行うこととなり、非公募の場合も、そうすることの是非も含め、契約更新の可否が改めてチェックされる。

指定管理者は、従来の管理受託者は行えなかった利用許可の事務も含め、施設の管理運営に関する事務を包括的に行え、利用料金についても、条例の枠内で指定管理者が定めて、自らの収入とすることもできる。

イ 全部委託と一部委託

全国の地方自治体設置の博物館等の中には、本制度を導入しているものも少なくないが、その際、指定管理者に行わせる管理業務の範囲は、次のとおり施設によって異なる。

- ・都道府県立施設には、指定管理者に行わせる業務を施設の維持管理や来館者の案内、観覧料の徴収など(県博では総務課が所管する業務)に限定し、博物館の基本業務(資料の収集保管、展示、調査研究、教育普及など、県博では学芸課及び美術振興課が所管する業務)は、地方自治体の機関で直接実施している所が多い。
- ・一方、鳥取市歴史博物館や米子市美術館、長崎歴史文化博物館などのように、基本業務を含め、施設の管理運営に関する業務全般を指定管理者(市の外郭団体や民間の展示企画会社)に行わせている所もある。

ウ 期待される効果

一般的には、指定管理者が運営することにより、次のような効果が期待される。

- ・民間らしい顧客本位の発想やノウハウにより、事業企画や開館時間、来館者サービス等の面で、利用者のニーズに即応した柔軟できめ細かな対応がなされることにより、利用者の利便性向上、施設の利用促進が図られる。
- ・民間のコストや効率に関する厳しい考え方を導入することにより、柔軟かつ機動的な対応や効果的・効率的な運営体制の整備が可能となり、経費を削減して地方自治体の負担を軽減することができる。

エ 予想される問題点

一般的には、指定管理者に運営させると、次のような問題が生じることがあるとされる。

- ・効率性や採算性よりも公共性や公益性の方を重視すべき施設等では、指定管理者が民間の良さを十分発揮できないことが多い。
- ・自治体負担の軽減を図るため、合理化・効率化による管理経費の削減を重視する余り、必要経費が極度に圧縮される。
- ・契約上の指定管理期間は数年間に止まり、その満了後も継続して指定を受けられる保証がないため、経費削減への圧力もあり、次のような問題が生じる。

- 管理業務に従事する指定管理者の職員の身分(雇用)が不安定で、専門的な知識経験を有する者を長期間継続して確保することが困難。
- 即効性がない取組は軽視され、長期的な視点を持って計画的・段階的に進めていくべき各種事業や人材育成、基礎投資等が疎かになりがち。



■資料7 県立博物館の劣化状況調査の結果について

県立博物館の劣化状況調査の結果について

築後40年以上が経過し建物の老朽化が進んでいる県立博物館について、今年度、その劣化状況を調査した結果は、次のとおりです。

- 1 調査期間 平成26年7月29日から平成27年3月20日まで
- 2 調査方法 (株)日建設計に調査業務を委託
- 3 調査内容
 - ・建物(建築・設備)の劣化状況の把握と劣化改修工事費(概算額)の算出
 - ・建物の耐震診断と耐震補強工事費(概算額)の算出

4 調査結果概要

(1) 建物の劣化状況(今後数年以内に改修する必要があるもの)

劣化状況	主な該当項目	改修工事費(億円)
劣化が顕著で、必要な安全性や機能性を満足できない状態	・消火設備(更新等が必要)	1
劣化が部材全体に見られ、又は適切な改修・更新時期を超過している状態	・屋上・外装(屋上防水層一部欠損、外壁から雨水浸透し一部鉄筋到達) ・受変電、非常発電、空調監視・制御等の設備(耐用年数超過、部品調達困難)	6
部分的に劣化現象が現れている状態	・給排水設備(配管の腐食、詰まり) ・内装(床や壁の汚れ、亀裂等)	6
合 計		12

(注)工事に伴う資料等移転経費、新施設整備に伴う現施設改修費等は含まない。なお、改修工事費の「合計」欄の数値は、端数処理の結果、それより上の欄の数値の合計と一致しない。

(2) 建物の耐震安全性

建 物 区 分		I s 値(構造耐震指標*)
展示室棟	3 F 収蔵庫 2 F 特別展示室 1 F 常設展示室、事務室、応接室 地下 機械室、研究室、史料書庫	0.30 ~ 0.87
講堂棟	1 F レストラン 2 F 講堂	0.42 ~ 0.75
学芸棟	1 F 学芸員室、史料閲覧室	1.54 ~ 1.92

- ・I s 値が0.6を下回っている箇所が多いので、地震等による倒壊等の危険性はあるが、コンクリート強度など建物の構造耐力上の経年劣化は認められず、I s 値が0.3を下回る箇所も無いことから、倒壊の危険性が高いという状態ではない。

<p>*建築物の耐震改修の促進に関する法律及び国土交通省告示第184号に基づく建築物の耐震性能を表す指標で、各建築物はその数値に応じ、次のように判定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 0.6以上→地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の危険性が低い。(地震に対して安全な構造であると判断できる。) 0.3以上0.6未満→地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の危険性がある。(県内の建築物では、鳥取西高特別教室棟(0.35 来年度解体予定)、改修前の鳥取東高管理教室棟(0.40)改修前の県庁議会棟(0.33)等が該当) 0.3未満→地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の危険性が高い。(県内の建築物では、改修前の県庁本庁舎(0.25)、鳥取市役所(0.20)、改修前の米子市公会堂(0.15)、境港市民会館(0.10 使用中)等が該当)

- ・耐震補強工事費は、14億円程度(RC壁の増設と鉄骨水平ブレースの新設による補強を、老朽化改修工事等と別個に施工する場合)

5 今後の対応

博物館の施設整備の方向性が決まり次第、そのための工事との調整を図り、出来るだけ速やかに、かつ、無駄が生じないようなスケジュールと方法で改修や補強を実施する。

■資料8 鳥取県立博物館 収蔵資料等の状況

【収蔵庫・倉庫の状況】

【面積単位：㎡】

部門	保管場所					左の場所 の全ての 資料数 (B)	左の内訳				正規保管 庫内の詰 め込み状 態(C)	収蔵室1 ㎡当たり の適正資 料数 (D=B/A/ C)	超過資料を 保管するた めの収蔵 庫必要面 積 (E=B/D-A or E=B/D ※)	正規保 管庫内 の詰め 込み状 態・分野 計 (F=(A+E)/A)	
	階	名称	面積(A)	空調	換気		登録	未登録	寄託	借用等					
自然	地学	地下	資料保管庫(B1F)	54.3	△	○	10,523	5,023	5,500	0	0	600%	32.3	271.5	210%
		緑風	緑風倉庫	489.0	×	×	5,000	0	5,000	0	0		32.3	154.8	
		小計		543.3			15,523	5,023	10,500	0	0			426.3	
	動物	地下	資料保管庫(B1F)	43.4	△	○	22,629	11,629	11,000	0	0	300%	59.9	251.8	
		3階	資料保管庫(3F)	82.6	△	○									
		地下	元燻蒸室(昆虫収蔵庫)	15.0	×	×	20,000	10,000	10,000	0	0	200%	666.7	15.0	
		小計		141.0			42,629	21,629	21,000	0	0			266.8	
	植物	地下	資料保管庫(B1F)	10.9	△	○	111,390	45,375	66,015	0	0	300%	563.4	131.8	
		3階	資料保管庫(3F)	55.0	△	○									
		地下	シャッター倉庫	14.0	×	×	2,000	2,000	0	0	0		563.4	3.5	
		小計		79.9			113,390	47,375	66,015	0	0			135.3	
	計			764.2			171,542	74,027	97,515	0	0			828.4	
	計(緑風倉庫、シャッター倉庫を除く)			261.2											
	人文	歴史 近現代	地下	史料書庫	396.8	△	○	58,956	49,288	25	9,600	43	150%	99.1	
地下			史料書庫	99.2	△	○	3,823	3,823	0	0	0	150%	25.7	49.6	
小計			496.0			62,779	53,111	25	9,600	43			247.7		
民俗		地下	展示機材倉庫	97.0	△	○	3,000	3,000	0	0	0	200%	15.5	96.5	
		地下	資料保管庫(B1F)	43.4	△	○	282	250	0	0	32	200%	3.2	44.7	
		地下	シャッター倉庫	28.0	×	×	100	100	0	0	0		3.2	31.3	
		小計		168.4			3,382	3,350	0	0	32			172.5	
考古		地下	資料保管庫(B1F)	65.0	△	○	8,001	7,864	0	0	137	250%	32.2	149.1	
		3階	資料保管庫(3F)	34.4	△	○									
		小計		99.4			8,001	7,864	0	0	137			149.1	
計			763.8			74,162	64,325	25	9,600	212			569.3		
計(シャッター倉庫を除く)			735.8												
美術	美術	3階	美術収蔵庫	258.0	△	○	8,379	6,462	0	1,701	216	400%	8.1	776.4	
		3階	美術倉庫	60.0	△	×									
		2階	資料保管庫(2F)	22.0	△	×	931	931	0	0	0	200%	2.4	195.9	
		1階	階段下倉庫	110.0	×	○	15	15	0	0	0	200%	0.1	80.0	
		地下	倉庫	70.0	×	○									
	計		520.0			9,325	7,408	0	1,701	216			1,052.3		
合計			2,048.0			255,029	145,760	97,540	11,301	428			2,450.0		
合計(緑風倉庫、シャッター倉庫を除く)			1,517.0										220%		

※：緑風・シャッター倉庫

■資料9 最近開館した博物館・美術館の概要

最近開館した博物館・美術館の概要

1 自然分野(歴史・民俗分野を併設しているものを含む)

No	施設名	開館年	所在地	アクセス	敷地面積 [㎡]	延床面積 [㎡]	建築工事 費(※) [百万円 /税抜]	備考
1	千葉県立中央博物館	H1	千葉市中央区青葉町955-2	JR千葉駅からバス約15分	13,178	15,254	9,338	・歴史分野を併設。 ・「青葉の森公園」内に設置し、延床面積は「本館」部分。
2	島根県立三瓶自然館サヒメル	H3	島根県大田市三瓶町多根1121-8	JR大田市駅からバス約30分	14,822	8,513	7,790	・H1開館の三瓶自然館を中心にして拡充しH14に再オープン。
3	ミュージアムパーク茨城県自然博物館	H6	茨城県坂東市大崎700	愛宕駅からバス約15分	158,000	11,995	7,864	・敷地は野外施設等含む。
4	神奈川県立生命の星・地球博物館	H7	神奈川県小田原市入生田499	箱根登山鉄道入生田駅から徒歩約3分	22,460	19,020	10,804	・地球規模の展示。
5	滋賀県立琵琶湖博物館	H8	滋賀県草津市下物町1091	JR琵琶湖草津駅からバス約25分	42,434	23,987	—	
6	群馬県立自然史博物館	H8	群馬県富岡市上黒岩1674-1	上信電鉄七日市駅から徒歩約25分	18,040	12,122	—	
7	沖縄県立博物館・美術館	H19	那覇市おもろまち3丁目1番1号	近隣モノレール駅から徒歩10分	31,287	10,478	—	・博物館は歴史分野を併設。 ・延床面積は博物館部分のみ(共用:5,708㎡、美術館:7,536㎡)。
8	三重県総合博物館	H26	三重県津市一身田上津部田3060	津駅からバス約5分、徒歩約25分	38,892	10,779	4,895	・歴史分野と併設(融合)。 ・敷地内に交流の広場、畑地等がある。

※ 建築工事費は、建物の空調設備を含めた建築工事費であり、次の経費は含まない。以下同じ。
用地費(取得費、造成費等)、建築工事とは別に発注された展示物等の作成・設置費、展示ケース・展示資料等購入費

2 歴史・民俗分野(美術分野を併設しているものを含む)

No	施設名	開館年	所在地	アクセス	敷地面積 [㎡]	延床面積 [㎡]	建築 工事費 [百万円 /税抜]	備考
1	大阪府立弥生文化博物館	H3	大阪府和泉市池上町4-8-27	JR阪和線信太山駅から徒歩約10分	8,277	4,001	1,872	
2	大阪府立近つ飛鳥博物館	H6	大阪府南河内郡河南町大字東山299	近鉄長野線「喜志」駅からバス+バス停から徒歩約8分	11,778	5,925	4,090	
3	香川県立ミュージアム	H11	香川県高松市玉藻町5-5	ことでん片原町駅から徒歩約10分	5,017	4,441	—	・美術分野を併設。 ・他に2つの分館がある。
4	新潟県立歴史博物館	H12	新潟県長岡市関原町1丁目字権現堂2247	JR長岡駅からバスで約40分	50,009	10,841	6,011	・「県立歴史民俗博物館」と「中越社会文化施設」の構想を統合して広大な敷地に整備。
5	大阪歴史博物館	H13	大阪市中央区大手前4丁目1-32	地下鉄谷町四丁目駅から徒歩すぐ	13,000	23,607	—	・「考古資料センター」を統合したため、地下3階、地上13階の広大な施設。
6	山梨県立博物館	H17	山梨県笛吹市御坂町成田1501-1	石和温泉駅からバス約10分	65,000	8,760	—	
7	長崎歴史文化博物館	H17	長崎市立山1丁目1-1	JR長崎駅から路面電車「桜町」電停+徒歩約5分	14,413	13,309	—	
8	鳥根県立古代出雲歴史博物館	H19	出雲市大社町杵築東99番地4	近隣私鉄駅から徒歩10分	57,021	11,854	—	・敷地内に体験広場・水田等がある。
9	兵庫県立考古博物館	H19	兵庫県加古郡播磨町大中1-1-1	近隣JR駅から徒歩15分	8,807	8,367	—	・敷地は県有地でなく、播磨町有地を借り上げ。

3 美術分野

No	施設名	開館年	所在地	アクセス	敷地面積 [㎡]	延床面積 [㎡]	建築 工事費 [百万円 /税抜]	備考
1	横浜美術館	H1	横浜市西区みなとみらい3-4-1	みなとみらい線 みなとみらい駅 から徒歩約3分	19,803	26,829	—	
2	徳島県立近代美術館	H2	徳島市八万町向寺山	JR徳島駅から バス20分	406,000	6,518	—	・他の文化施設と併せ、「文化の森」の中に整備。
3	高知県立美術館	H5	高知市高須353-2	JR高知駅から タクシー約20分	19,575	11,724	6,381	
4	新潟県立近代美術館	H5	長岡市千秋3-278-14	JR長岡駅から 路線バス約20分	33,800	10,723	6,286	
5	秋田県立近代美術館	H6	秋田県横手市赤坂字富ヶ沢62-46	JR横手駅から バス約15分	164,937	11,167	5,178	・広大な「秋田ふるさと村」の敷地内に整備。
6	和歌山県立近代美術館	H6	和歌山市吹上1-4-14	JR和歌山駅から バス10分	23,357	9,358	13,780	
7	東京都現代美術館	H7	東京都江東区三好4-1-1	東京メトロ清澄白川駅から 徒歩9分	23,780	23,185	—	
8	宮崎県立美術館	H7	宮崎市船塚3-210	JR 宮崎神宮駅から 徒歩約20分	34,699	10,333	—	
9	広島県立美術館	H8	広島市中区上幟町2-22	JR広島駅から 徒歩15分	48,525	19,926	14,560	・隣接の縮景園と一体的に整備。
10	愛媛県美術館	H10	松山市堀之内	JR松山駅から 市内電車で約10分	9,501	14,689	7,833	
11	島根県立美術館	H11	松江市袖師町1-5	JR松江駅から 徒歩15分	14,746	12,499	—	
12	岩手県立美術館	H13	盛岡市本宮字松福12-3	JR盛岡駅から 徒歩約15分	21,157	13,000	—	
13	兵庫県立美術館	H14	神戸市中央区脇浜海岸通1-1-1	阪神電車岩屋駅から 徒歩10分	19,000	27,461	19,940	
14	長崎県美術館	H17	長崎市出島2-1	JR長崎駅から 市内電車で約15分	9,914	9,876	8,800	
15	青森県立美術館	H18	青森市安田字近野185	JR新青森駅から バス10分	129,536	15,837	10,433	・普通車約350台、バス30台が収容可能な駐車場を有し、敷地は広大。
16	沖縄県立博物館・美術館	H19	那覇市おもろまち3丁目1番1号	モノレールおもろまち駅から 徒歩10分	31,287	7,536	—	・延床面積は美術館部分のみ(共用:5,708㎡、博物館:10,478㎡)。
17	秋田県立美術館	H25	秋田市中通1-4-2	JR秋田駅から 徒歩約10分	1,977	3,746	1,622	・占有敷地は建物底地のみで、建築面積と同じ。
18	大分県立美術館	H27	大分市寿町2-1	JR大分駅から 徒歩約15分	13,595	16,769	7,245	